

平成 2 7 年

第 2 回西原村定例会会議録

平成 2 7 年 6 月 1 6 日

平成 2 7 年 6 月 1 9 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 27 年第 2 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
6 月 1 6 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 	
6 月 1 7 日	水	休 会		
6 月 1 8 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名） 	
6 月 1 9 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （報告第1号～第3号、議案第40号～44号、諮問第1号） ・委員会審査報告 ・発議第1号 ・組合議会報告 ・委員会報告 ・陳情書審議 ・委員会の閉会中の継続調査申出 	

提出議案等

(平成27年6月16日提出)

(村長提出議案)

- 報告第 1号 平成26年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2号 平成26年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 3号 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第40号 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 総合体育館等建設事業に係る土地の取得について
- 議案第42号 物品購入契約の締結について
- 議案第43号 平成27年度西原村一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第44号 平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(平成27年6月18日提出)

(一般質問)

- 1番 山下一義君 2番 中西義信君 3番 田島敬一君 4番 宮田勝則君

目 次

第1号（6月16日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～報告第3号・議案 第40号～44号・諮問第1号）	5
日程第 5 休会の件について	9
散 会	9

第2号（6月18日）

議事日程第2号	1 1
応招議員氏名	1 2
出席議員氏名	1 3
事務局職員出席者	1 3
説明のため出席した者の職氏名	1 4
開 議	1 5
日程第 1 一般質問	1 5
（山下一義）	1 5
・競売不動産の購入について	
・大津町大規模太陽光発電について	
（中西義信）	2 1
・原野開発問題に関して	
・フットパス等を導入して地域活性化に	
・増加する医療費への対応に関して	
（田島敬一）	3 2
・立野ダム建設について	
・LGBTなど少数者に対応して	
（宮田勝則）	4 1
・少子高齢化社会にどう対応していくのか	
・危険な住宅地を村は守れるのか	

散 会	5 1
第3号（6月19日）	
議事日程第3号	5 3
応招議員氏名	5 5
出席議員氏名	5 6
事務局職員出席者	5 6
説明のため出席した者の職氏名	5 7
開 議	5 8
日程第 1 報告第 1号 平成26年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	5 8
日程第 2 報告第 2号 平成26年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	6 2
日程第 3 報告第 3号 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6 7
日程第 4 議案第40号 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6 8
日程第 5 議案第41号 総合体育館等建設事業に係る土地の取得について	7 6
日程第 6 議案第42号 物品購入契約の締結について	7 8
日程第 7 議案第43号 平成27年度西原村一般会計補正予算（第2号）について	7 9
日程第 8 議案第44号 平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について	8 9
日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9 0
日程第10 委員会審査報告	9 1
日程第11 発議第 1号 西原村議会規則第129条に伴う議員派遣について	9 2
日程第12 組合議会報告	9 3
日程第13 委員会報告	9 3
日程第14 陳情書審議	9 3
日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出	1 0 1
閉 会	1 0 2
署 名	1 0 3

第 1 号 (6 月 1 6 日)

平成27年第2回西原村議会定例会会議録

平成27年6月16日、平成27年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年6月16日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～第3号・議案第40号～44号・諮問第1号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	槇 原 加 奈 子 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	片島信幸君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成27年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番議員、上野正博君、6番議員、山下一義君を指名します。

日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月9日に行われました議会運営委員会で、本日16日より19日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日16日より19日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として議長から、会議規則第129条のただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

去る5月26日、27日の2日間、全国町村議会議長と副議長が一堂に会し、第40回町村議会議長・副議長研修会が東京中野サンプラザホールで開催され、「地方自治の母国に負けない我が国の町村議会、ふるさと創生から地方創生へ」と題して、内貴滋帝京大学経済学部地域経済学科教授に基調講演をしていただき、その後、「これからの町村議会を考える」としてシンポジウムが行われ、内貴滋教授がコーディネーター、北海道福島町議会議長ほか4名の議長がパネリストとして、各議会の取り組みを紹介され参考になりました。

また、5月29日、阿蘇市町村議長会による市町村正副議長・常任委員長等研修会がサンク라운大阿蘇で開催され、熊本県町村議会議長会事務局長、古家陽介氏による「議会基本条例について」という演題で講演が行われ、現在の全国の制定の状況から今後の課題についてと、またその後、議会運営に関する事例問題の解説もされ、大変参考になりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成27年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新年度がスタートし2カ月半が過ぎまして、新課長、新係長始め異動した職員も含め、新しい職域、組織の中で、多少の戸惑いは感じますが、まずは順調にスタートしたところであります。ただ住民の方々とのお受け答えの中で、意思の疎通のずれや食い違いが多少見受けられましたが、今後とも職員一丸となって住民サービスに努めてまいりたいというふうに考えております。

議員各位におかれましては、更なるご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、6月2日、梅雨入りして、今後大雨や台風シーズンを迎えますが、去る6月5日、村の防災会議を開催させていただきました。阿蘇地域振興局、大津警察署、消防署、自衛隊を始め村内外の機関の代表の方々にお集まりいただき、今後の対策等について協議をしたところであります。

特に最近、日本全国において地震や火山の噴火等が多く発生しております。阿蘇中岳の噴火は多少落ちついておりますが、桜島は警戒レベル3となり、口永良部島新岳の爆発的噴火では全島民が島外に避難されており、物心両面において大変心配するところであります。また、小笠原の地震では、日本全土において震度1以上の揺れを感じており、日本の地下は活動期を迎えていると思われ、活断層を持つ本村においても大変心配するところであります。心の準備だけは常に持ち続けなければならないと改めて強く思うところであります。

そのような中、ことしは熊本県の総合防災訓練が8月30日日曜日に、阿蘇地域7市町村で開催されます。

訓練想定としましては、平成27年8月30日、午前8時30分、布田川断層帯を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生、阿蘇地域の各地で震度6弱、6強を観測。前日までの大雨で地盤が軟弱となっていたことから複数箇所です砂災害が発生し、道路が寸断し、孤立集落が発生したという想定と阿蘇中岳が突然大噴火を起こし、噴火警戒レベル3を発表したという想定であります。

県、振興局、村、住民、そして防災関係機関それぞれが共通の災害を想定、時間軸で訓練を展開し、連携を密にし、市町村自ら計画し、防災関係機関の能力向上と住民の防災意識の高揚を図るものであります。今回は、村独自で計画する新しい試みであります。本村は熊本市からも一番近いということ由来場者も多いと思われ、村にとりましても地域づくりと合わせ、地域の連携と絆を深め、防災意識の向上につながればと思います。議員各位におかれましても、ぜひ参加をしていただければありがたいと思います。そして、地震、風水害を始め全ての災害の備えについてご指導いただければと思いま

すので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本定例会に提案しております議案につきまして、説明をさせていただきます。

報告第1号、平成26年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回、報告いたします事業といたしましては、総務費3件、農林水産業費2件、商工費1件、土木費3件、消防費1件の合わせて10件の事業です。翌年度繰越額といたしましては1億3,707万7,000円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源45万円、未収入特定財源の国・県等の補助金6,580万9,000円、その他の特定財源2,400万円及び一般財源4,681万8,000円となっております。これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものです。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

報告第2号、平成26年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回、ご報告いたします事業としましては、商工費の鳥子工業団地調整池整備事業、鳥子工業団地4号線道路付替事業の2件でございます。翌年度繰越額としましては2,482万8,600円を計上しております。財源といたしましては、全額一般財源でございます。当初、株式会社堀場エステックの敷地の拡張に伴い、調整池の新設を計画しておりましたが、新たに株式会社共和にも敷地拡張の計画が上がったため、2つの事業に対応する調整池を整備することといたしましたが、共和の農振除外、開発申請等に不測の日時を要し、年度内の用地取得が困難となりました。これらの事業につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告させていただくものでございます。詳細につきましては、担当課長であります企画商工課長よりご報告いたします。

報告第3号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回、ご報告いたします事業は、水道管布設工事、翌年度繰越額は300万円、財源の内訳はその他特定財源20万円、一般財源280万円でございます。この繰越明許費につきましては、役場堤下線道路改良工事に合わせ、水道管布設工事を施工することとしており、道路改良工事が繰越しになったため、当該工事においても繰越しとさせていただきます。現在、工事は完了しております。詳細につきましては、産業課長よりご報告いたします。

議案第40号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、ご存じのとおり国民健康保険の財政におきまして、平成26年度末までに基金残高はなくなり、平成27年度では、当初

予算で3,250万円の法定外繰入れを計上しております。

医療費は年々増加しておる状況で、国民健康保険の運営が危機的状況となっております。現在の税率等で税収の増加は期待できず、税率を平成23年度以降据え置きしてまいりましたが、財政運営上、支障を来すと思われましたので、西原村国民健康保険運営協議会に諮問をし協議をしていただき、引き上げやむなしという答申があり、今回、税率の引き上げをお願いするものであります。詳細につきましては、税務課長からご説明いたします。

議案第41号、総合体育館等建設事業に係る土地の取得についてご説明いたします。

本件につきましては、総合体育館等建設事業用地として4万5,119㎡の土地を取得することについて、相手方と土地売買仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び西原村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第42号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

3月の定例会で予算の審議をしていただきました消防ポンプ自動車の購入につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第43号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億720万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,433万1,000円とするものでございます。

主なものについて申し上げますと、歳入では資産競争力強化対策整備事業等の国庫補助金8,053万6,000円の補助額の決定に伴う増額補正、基金繰入金2,000万円等でございます。歳出におきましては、総合体育館等建設事業費782万2,000円の増額補正、畜産競争力強化対策整備事業補助金7,429万9,000円の増額補正、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備工事請負費1,247万3,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第44号、平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の収益的収入支出予算の総額を1,953万8,000円と定めるものであります。

今回の補正は支出のみで、主な内容といたしましては、営業費用300万円

の増額補正及び予備費を300万円の減額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員の淵上順子氏が平成27年9月30日をもって任期満了となるため、新しく戸田親男氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会に提案いたしました報告3件、議案5件、諮問1件、合計9件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会……（「議長」の声）

はい、どうぞ。

○村長（日置和彦君）ちょっと今、若干私が間違えたところが議案第43号、平成26年と申しましたけれども、平成27年でございますよって訂正させていただきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）日程第5、休会の件について議題とします。

お諮りします。明日17日は本会議を休会したいと思いますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、明日17日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は6月18日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時18分 散会

第 2 号 (6 月 1 8 日)

平成27年第2回西原村議会定例会会議録

平成27年6月18日、平成27年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年6月18日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	槇 原 加 奈 子 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	片島信幸君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6月9日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの40分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、40分以内と決定します。

受領番号1番、6番議員、山下一義君。件数2件、発言を許します。

（6番議員 山下一義君 登壇 質問）

○6番議員（山下一義君）おはようございます。6番議員、山下であります。

先刻通知しておりました2件について、村長に質問させていただきます。

最初の質問は、元泉力の湯を競売入札により不動産購入に至った動機であります。この物件については、隣接する住民はもとより、多くの村民の方々が、宗教団体の手に渡るかもしれない。また、私たちも、ここにおられる皆さん、渡るかもしれないと大変心配するところでありました。また、住民の方々も非常に不安と心配をされておられ、今回、村のこの不動産の購入に対し、安心されたことと思います。村長の理念の一つであります安心・安全で豊かな村づくりにまた1つ貢献された、この判断について、私も大変喜ばしく、安堵をしておるところであります。この件が1件。

次に、2件目の質問は元泉力の湯の跡地活用についてであります。

住民の方々も活用方法について期待は大きいようです。活用方法について、健康福祉、交流、いやしの場など、いろいろな案がありますけれども、また安心できる企業に貸し付けなど、私たちも期待しているところでもあります。元泉力の湯は創業から約17年たっております。大津町の岩戸の里が創業18年たっております、今、改造工事中でありますけれども、この施設が温泉施設改造に当たり、億単位の費用がかかるそうであります。これもまた、大津町として、今後、温泉施設を新たに経営するのか非常に悩んでおるところであるようで、この前の新聞にも書いてありました。このような事実の中、現実の中、苦戦されると思いますが、村民の期待にお応えできるよう發揮してほしいと思います。

この2件について村長の答弁をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） それでは、お答えしたいと思います。

まずは、競売不動産の購入についてという質問で、最初に、競売入札により不動産を購入しているが、購入に至る動機はというお尋ねでございます。

動機の前に、そこまで至った経緯を少しだけ述べさせていただきますというふうに思います。

今回のお尋ねの競売物件の施設は、議員もご承知のとおり、長年にわたり、村の観光の目玉として地域の活性化と発展に大きく貢献されて、今まで営業をなされてこられました。

しかしながら、残念なことに3月末をもって閉館となりました。原因は幾つかあると思いますが、村の観光施設がまた姿を消すということは、残念の極みであり、寂しい限りであります。

しかも、3月の前半にはインターネットで競売物件として公表をされました。村としましては担当職員を中心に、継続再生できないか、せめて競売じゃなく当事者が自分で判断できる民売で対応できないかと、裁判所を始め関係機関に10回以上にわたり要請、働きかけをしてまいりました。私も直接金融機関等をお願いしましたが、お金が絡む問題であり、受け入れられず、競売となったところであります。

村としましては、当初入札に参加するつもりは全くなく、静観しておりました。このことは、村に貢献された施設であり、そして代表者の方は村の発展に寄与していただいた方であり、村が入札に参加することにはかなりの抵抗感がありました。入札に参加して、村が落札したとなった場合、あの施設を村がとったという言葉に耐えがたいものを感じておりました。

しかし、一方では、誰が落札するのか、村にとって不利益で将来を失望させる団体等が落札するのではないかと、大変不安と心配も絶えないところでもありました。

そのような中、競売という今回の件で不審な動きがあっているという情報もあり、村民の方々から不安の声が多数寄せられました。

地元地域の住民の代表であります小森東嘱託区長さん、隣接地であります美晴台区長からは、村で買ってくれという要望書が提出され、役場にも数回要望に来られ、萌の里からも将来の俵山一带の発展が阻害されないかと、そのほかにも山西校区の小森東地域の方々から電話や直接的、間接的に村が買うよう要望をいただきました。

「西原村を守る会」を始め多くの村民の方が、この1年間、宗教問題で不安視する中、誰が落札しても転売等が考えられ、今後ずっと不安を抱えていなくてはならないと考えさせられました。

このようにいろいろなことを踏まえ、村民の不安を払拭するとともに、安心した住民の生活を守るためにも、入札に参加することを、議員の皆さんに相談し、決断したところであります。

議員さんからも、地元住民から大変不安の声を聞き、ぜひとも村で購入した方がよい、村が購入すべきだ、入札に参加して落札して欲しいと、貴重な意見を聞いたところであります。このことは山下議員もご承知のとおりでございます。

そこで、今後は入札額を幾らにするのかが非常に迷ったところであります。現地に立て看板が2カ所設置されていました。これらが何を意味するかは別として、その影響で入札参加者はそう多くはないと推察しておりましたが、入札金額については予測がつかなく、転売目的だったらそう高くないだろうと思う反面、利用目的があって入札するのであれば、最低でもそれなりの相場で入札しないかという思いがありました。

村といたしましては、庁内協議をし、熟慮に熟慮を重ねて、入札の決定につきましては、今回の土地の隣接地が未整地でありながら坪4万円で売りに出されていることと、不動産取引に詳しい方に相談しても、隣接地の半額、坪2万円だったら、決して高くはない。逆に少し安い額という話をいただき、2,570坪を2万円で、合計5,100万円で入札したところ、落札に至ったということであります。

過去において西原村は大峯山一帯に宗教団体の進出と産業廃棄物処理場が建設されるといううわさが広がり、その土地を買い戻さなければならないという苦い経験が過去の事例として残っております。現在の風の里キャンプ場と堆肥センター付近であり、当時、地元住民を初め村民から大変不安視され、やむを得ず村が2億5,000万円ほどで買い戻したと聞いております。

平成4年に青少年の森、風の里が完成しておりますので、今から約二十四、五年前のことであり、若い世代や新規転入者の方々は知らない人が多いのではないかと思います。

過去の判断として、そのことを教訓とするならば、今回の事件に関しましても迅速に判断し、対応しなければなりません。

宗教団体や迷惑施設が進出しないとは限りません。将来を見据えて、次世代の子どもたちが安全で安心して暮らせるためにも、今を生きる我々の責務であり、今回の決断は間違っていなかったと自負しております。

庁内で協議をし、迷いに迷って5,100万円で入札させていただきましたが、入札後、一部の議員さんから、5,100万円で大丈夫なのか、もうちょっと高い額で入札したほうがよかったんじゃないかという心配の声も聞きました。坪4万円で計算すると1億円を超えます。妥当な額で入札したとはいえ、開札結果を聞くまでは不安であったのも事実であります。

しかし、開札の結果は2番札と2,000万円ほどの差がありました。結果だけを見て高い、安いと判断するのは誰にもできることで、隣接地の坪4万円と比較すれば、半額ということで、むしろ安いと判断したほうが正しいのではないかと思います。

しかも、5,100万円という税金を投入しても、そのお金が土地という形で残っており、決して無駄ではなく、住民、村民の方々のことを考えれば、落札してほっとしているところでもあります。

落札後もいろんな方々から安堵の声を寄せられ、地元区長さんたちはお礼を言いたいということで役場まで来ていただいております。

もし、第三者が落札したときは、転売等で村として好ましくない団体、業者に渡ることも予想され、地域住民から反発や反対運動が激しく展開されることも考えられ、村が買い戻すことも想定されます。そうなれば、過去の事例から見ても1億円や2億円、場合によってはそれ以上の多額の金で購入せざるを得ない事態となる可能性も含んでおります。

今回の入札の件、議員各位のご指導と住民の皆さんの熱意、そして西原村を守る会の会員さんを始め、多くの皆さんの情報提供の賜であり、ありがたく感謝しておるところであります。

次に、今後の跡地活用方法についてどう考えているかということですが、現在のところ、活用方法については具体的に何に利用するかは決めておりません。というか、まだ決めるには時期尚早と思っているところでもあります。

なぜかと申しますと、今回の補正予算で既存建築物調査業務委託料として予算をお願いしておりますが、まずは裁判所の競売により収得した物件に対し、建物調査を実施し、建物の現状を把握したいと思っております。

建物が現状のまま利用可能なのか、利用できないのか、判断したいと思っております。ただ、目視で判断しますと、浴場の建物は利用するのは厳しいのではないかと思われております。

いずれにしても、調査の結果、現状のままできないとなれば、補強補修すればさらに利用価値があるのか、それでもだめとなれば解体しなくてはならないのか、結果を見て判断したいというふうに考えております。

先ほど議員が申されましたように、既にいろんな方々から利活用について話があります。議会におかれましても今後検討していただき、どのような利活用が村にとって、村民にとってベストなのか、ご指導をいただければというふうに思います。

そのようなことでもありますので、跡地活用方法については、いましばらくお時間をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。以上でございます。

○6番議員（山下一義君） 村民の皆さんの期待に添うよう検討をお願いし、次の質問に移らせていただきます。

2問目の質問は、大津町大規模太陽光発電についてです。現在、高遊地区ファミリーマート北側に3町歩の大規模太陽光発電が計画されております。それに対しまして、本村への大津町からの事前協議等、西原村への協議は行

われているのか。また、今現在、時間雨量としまして100ミリの雨量の想定は常識となっております。そうなりますと、高遊地区への洪水被害や岩坂地区、岩坂農地保全事業で整備された排水路は大丈夫なのか、とても心配されるところであります。また、太陽光発電で調整池など高遊地区に被害が起こらないように村と大津町で協議がなされているのか。

私も6月11日の10時に、この件がありましたので、高遊地区の場所を見に行きました。そうしますと、あの地区はやはり全日食前道路が大変道路が冠水しております。そういう関係がありまして今後大変心配される場所です。

また、私も西原村の農業委員会を担当しております。その関係で、この太陽光発電につきましては、あちらからの洪水あるいは雨水対策には、大変厳しく相手業者さんとも協議を行い、それから排水面、調整池についても行っているところでもあります。このような中におきまして、今まで申し上げましたように、大津町と西原村が、この被害について、起こらないような協議はなされているのかを質問いたします。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 大津町大規模太陽光発電についてと申すことでございます。

協議はあっておるのかということでもありますけれども、平成27年1月15日に益城町杉堂地区・小谷地区の区長さんと地元の町会議員さんが役場のほうに来訪され、高遊西側の杉堂地区には排水先がないので、南郷往還の水路に流させていただきたいという要望がございました。このとき、産業課、土木建築係の2名の職員と一緒に現地で立ち会いをしております。以前にも要望していたとのことでしたので、当時の記録等がないかと調べましたところ、平成22年度に益城町の建設課が発注した向高遊線終末流域調査業務委託の報告書が見つかりました。

その報告書によりますと、現在の西原村管内を流下する排水路は、大津町、西原村両町村によって計画、施工されたものであるため、益城町管内の杉堂地区は排水路の計画流域に含まれておりませんでした。

このため、この報告書は、杉堂地区の排水が南郷往還排水路に流入した場合の排水路の流下状況を調査、検討するために作成されたものであることがわかりました。

この報告書の調査結果によりますと、計画基準雨量を10年分の1確率で1時間雨量71ミリを採用した場合、排水路の下流3カ所で水路があふれる結果となっております。益城町には排水路への流入をお断りしている次第であります。

この件について、事前の協議はあったかという質問でございますが、大津町の当該地域は以前は森林でありました。大津町農政課に林地開発が出ているのではないかと考え、5月19日に産業課が確認しましたところ、伐採届は出

ていましたが、開発行為は都市計画課になるのでということで、都市計画課に再び連絡をとりましたところ、既に平成26年12月24日付で土地所有者3名及び県菊池地域振興局へ、開発事業等計画意見書が提出をされておりました。

事前協議はあったかということではありますが、ファミリーマートから岩坂方面へのふるさと農道東側の開発地におきましては、平成26年12月中旬ごろ、開発業者が役場産業課を訪れ、A3判の簡単な図面を持参し、口頭にて県道側の立木については太陽光パネルが見えないように景観に配慮して残し、南郷往還排水路には1時間当たり100ミリの雨が降っても溝と土手をつくり流入しないようにしますという説明があったと聞いております。なお、その後、協議はあっていないということでもあります。

また、ふるさと農道の西側、元栗畑でありますけれども、太陽光設置事業者より、大津町の農業委員会と都市計画課から、開発地は西原村、益城町との境であるため、2町村と協議を行ってくださいという指導を受け、太陽光設置事業者が平成27年2月17日付の大津町からの開発事業等計画意見書を平成27年3月13日に産業課土木建築係に提出されております。

この書類によりますと、造成計画は、西側に傾斜をつけ、土手及び溝により調整池を設け、敷地内での雨水処理を行い、西原村側には流さないということでありました。しかし、現在においても、まだ土手は設置してありません。雨水は、ふるさと農道のU字溝に流れ込んでいる状態で、最終的には南郷往還排水路に流入を今しております。

ということで、まず南郷往還排水路の流域に入っているのかということですが、今申しましたように南郷往還に流れ込んでおるということでございます。

排水路を工事する際に、平成11年でありますけれども、平成11年度に作成の岩坂南地区農地保全整備事業業務委託報告書での流出係数を見ますと、樹園地・畑が40%、山林・原野で45%、宅地・その他が55%で計算をされております。水の流れる量ですね。

当該太陽光発電事業地は、当初山林でありましたので、流出係数は45で計算されております。現在、造成され、近いうちに太陽光パネルが設置されれば、45%以上になるのは、これは必然的に当然のことであるというふうに思います。このため、益城町の調査結果もあり、村として敷地内の雨水処理をお願いしたいというふうに考えております。

それと、排水路に関して協議をしているかという質問でございますが、申請者の3名の方々に交付された大津町の開発事業等計画意見書の内容として、都市計画課からは、雨水対策について県との協議を行い、その結果をもって西原村との協議を行ってください、建設課からは、雨水を開発地から出さないようにお願いします、それと、開発地に調整池の設置をお願いします、と書かれておりました。

村としましても、産業課が5月19日に大津町都市計画課に申請内容を閲覧し、5月20日には、私と副村長、産業課土木建築係と現場を視察し、施工業者には大津町からの意見書のとおり施工されるよう地権者へお伝えくださいと現場でお願いをしております。また、副村長より菊池地域振興局景観建築課へも連絡し、雨水排水については、地元からの心配もあり、村も課題を認識しております。ご指導をお願いするようという事で依頼をしております。

大津町からは既に町長名で意見書が出されておりますので、5月25日付で大津町土木部長宛へ産業課長名で岩坂地区における太陽光発電事業に関する依頼として、先ほどから申しておりますように、益城町発注によります向高遊線終末流域調査業務委託の計画排水量の検討・流域図・流下能力検討結果表及び平図面を添付して依頼文を出しているところであります。

また、5月28日に大津町都市計画課担当係長へ電話をし、施工業者への連絡の了解を得て、5月29日には産業課土木建築係長より施工業者へ早く溝を掘るように依頼の電話もしておりますが、ことしの梅雨入りが6月2日と例年より早く、6月2日の雨、そしてまた6月11日の議員が申されましたように大雨警報が出ました折に、現地で排水路に流入している写真を撮影しておりますので、再度、大津町都市計画課、施工業者へも依頼文を出すこととしておるところであります。

現在も重機が2台ほど入って現場にあり、工事が施工中でありますので、担当課においては現地の確認を今後も実施してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○6番議員（山下一義君）今後、高遊地区におきましては、十分な工事の注視をされていかななくてはならないと思います。なぜならば、やはりこの西原村におきましても、これまで太陽光発電が設置されておりますけれども、防除ネットを全面に張って水が浸透しないような施設もできております。そういうところも十分注視しながら、今後、村としても、行政としても注視をお願いし、高遊地区への被害がないよう見守りながら、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）受領番号2番、2番議員、中西義信君。件数3件、発言を許します。

（2番議員 中西義信君 登壇 質問）

○2番議員（中西義信君）2番議員、中西です。

先刻提出しました内容に沿って質問をしていきたいと思っております。

まず、1番目は原野開発問題に関してです。

昨年、益城町、大津町、御船町、西原村の4カ町村で県を交えた協議会を発足し、第1回が7月18日に開催されているが、その後の開催と経過は。また、昨年以降、土地取引等の動きはあるかと出しました。

私たちも平成24年に議員になりましてから、いろいろ勉強しながらやって

いく中、駒城との契約等の問題とか、灰床地区の開発の問題とか、なかなか予期せぬことばかり起こってきました。そんな中、守る会も発足して今日までできております。現在は、開発のほうは隣町の御船町のほうに進出されておりました、御船町の方々には申しわけありませんが、幾分ほっとしている部分もなきにしもあらずであります。ただ、西原村にもまだ名前は残って、ちゃんと生きているのも事実でありまして、今現在、静かなふうだとただ単にとっちはいけないのではないかと思っています。

従いまして、協議会以降、第1回は伺いましたけれども、それ以降もあつていのであるならば、そういうものはやっぱり村民には伝えていくべきではないかと思っています。

それと、昨年春先ですか、土地取引等の開発、我々も幾つか伺ったことがあります。それ以降、取引等の話があるのであるならば、ご存じであるならば、それも一緒に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂梨公介君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） 原野開発問題に関してということで、昨年、益城町、大津町、御船町、西原村の4カ町村で県を交えた協議会を発足し、第1回が7月18日に開催されているが、その後の開催と経過は、ということと、それ以降、土地取引の動きはあるかという質問でございます。お答えをさせていただきます。

ご質問の原野の開発につきましては、平成25年から問題となっております。当初は、本村だけの問題として、県と土地取引に係る協議や山林伐採に対する協議、開発行為に関する協議等を村の担当課がそれぞれ県と相談や情報のやりとりを行っていました。この問題は、ご存じのように西原村の灰床地区の伐採問題から端を発し、その調査を行っているうちに河原の原野の売買問題、それにかかわる宗教団体の進出問題で、河原地区始め西原村全体、全村民が不安を抱く問題となっております。

この問題につきましては、執行部はもちろん、議会の協力をいただきながら、現在も村民の方々と一緒に不安解消に向けた取り組みを行っているところであります。

この宗教問題、用地の購入問題は、ここ西原村だけの問題ではなかったのは、ご存じのとおりだと思います。この問題に対する対応を考えるために、県の協力を仰ぎながら、宗教団体に関する情報や隣接する町における用地買収に関する情報など、あらゆる情報を共有することが不可欠となってきました。

隣町の大津町や益城町からの土地購入情報が西原村へ入り、さらには御船町ののんびり村用地35haを購入した情報も入り、宗教団体が灰床地区の開発問題だけではなく西原村周辺の町でも問題であることが、より一層明確化さ

れました。

御船町も宗教問題を重大な危機と捉え、昨年度は幾度となく議会、行政それぞれが当村を訪れて来られております。

平成25年度は、灰床地区の開発問題について、さまざまな角度から、本村単独で県との連絡会の開催や協議・連携を行っていましたが、この御船町におけるのんびり村の土地購入問題で、中西議員が言われますとおり、昨年7月18日に熊本県の関係部局、大津町、益城町、御船町、西原村のメンバーで土地取得事案に関する検討会議を設立し、協議を始めております。

検討会議における議論は、各町村における現状報告、土地取得等に関する情報交換、また県の担当部局からの法律に基づく土地取引に関する手続方法や山林伐採に関する森林法等それぞれ法律に関する規制等のあり方の説明を受けております。

昨年7月開催後は、関係町村における大規模な土地取引等の大きな動きはあっておりません。現在まで会議も開催されておりませんが、近隣町村の状況等は随時情報交換を行う体制をとり、県及び関係市町村で連携を密にした対応を行うということとしております。

この問題に関係があると思われる土地取引につきましては、村内では昨年5月に1,350㎡、11月に4,549㎡ありました。また、ご存じのように大津町においては昨年4月に約6ha、御船町では昨年6月に約35haの土地取引がなされております。

先ほど申しましたように、最近、大規模な土地取引の大きな動きはございませんが、今後も関係する土地取引等について十分な情報を取り交わしながら監視を続けてまいりたいというふうに考えております。

また、関係町村と情報交換しながら対応しなければならないと思いますが、西原村の対応等は、村民の方々の熱意と危機感があって、西原村を守る会ができたものと思います。住民集会も3回ほど実施をしました。村の動きが早かったのは県も認めるものであります。ただ、13haの土地は残っておりますので、今後も3町と連携を深め続けてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上で、7月18日の協議会の内容は、担当課の企画商工課長が出席しておりますので、担当課長のほうから中身のほうは説明させていただきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）企画に求めますか。

○2番議員（中西義信君）はい。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 答弁）

○企画商工課長（高本孝嗣君）おはようございます。

先ほど村長が言われましたとおり、昨年7月18日に熊本県の関係部局、大

津町、益城町、御船町、西原村のメンバーで、それぞれ各町村土地取引に関する担当課長及び担当者が招集され、西原村としては私が参加しております。県庁で取得事案に関する検討会議ということで行われております。

各町村における土地取引、現状報告等に関する情報交換、また県の担当部局からの法律に基づく土地取引に関する手続の方法や山林伐採に関する森林法など、それぞれ法律に関する規制等のあり方の説明を受けております。

会議進行といたしましては、各町村の担当部局の自己紹介から始まり、各町村の近年の大規模土地取引に関する情報とその土地の現状の報告を行い、その後、御船町の住民の対応や議会での動き等が聞かれ、御船町が一番困っておりまして、御船町の今後の対応策として、開発関係条例等の整備にかかわる質問や森林法の規制等ついて、お尋ねなどが交わされております。

特に心配されておりました御船町といたしましては、西原村の議会の対応や住民の動きなどを尋ねられ、西原村における議会の動きや西原村を守る会の発足の経緯などに興味を持たれ、御船町は会議終了後、さっそく対応していきたいということで帰っていかれました。

検討会議に出席した町村は、西原村と益城町の問題が間近な宗教問題として取り上げられていることで、特に益城町、大津町も今後の対応策に大きな意義があったというふうに思っております。

そのことを踏まえながら、この4町村で連携をますます深めたことをそのときに覚えております。

以上、簡単であります、そのときの内容を説明させていただきます。以上です。

- 2番議員（中西義信君）まとめではありませんけれども、この件に関して質問は終わりますが、御船町の知り合いといえますか、友人の親しい方々から、返すからと言われます。いや、そうじゃなくて、お互い一緒に取り組みましょうというのをやっていただきたいものですから、取り組んでやっていただくことをお願いしたいと思います。多分あちらの地元の方々のほうにそこまで浸透はしていないと思っています、協議をやっているということ自体が。ただ単に、もうどうにかして西原村に返すという話を一生懸命されるから、それは違う、お互い一緒にやっぺいこうというのを言いたくて、また、そういう取り組みをやっぺいほしくて、この意見を出しました。これで終わります。

続きまして、次の質問に入ります。

フットパス等を利用、導入して地域活性化に。

身近な活動で集客力があるフットパス等を実施してはどうか。村外だけではなく、新住民にも西原村を知ってもらい、地域の活性化につなげ、村民の健康増進にも活用できるのではないかと出しました。

ちょっとソフトな面でなかなか難しいところもあるかもしれませんが、まずは観光面からいきます。

熊日等を見ますと、よく報道で、各市町村がそれぞれのアイデアを出して活性化を行っております。上天草、龍ヶ岳では田んぼツアーの参加募集とか出ていましたし、西原村でも滝地区においての白糸の田植え祭とか、萌の里でも行っています。時々PRが出ています。

フットパスというのは、どちらかというとなんか大きなイベントではないし、身近な活動でいいのではないかと出ています。数キロ単位の散策コースといいですか、地域住民の方々の協力は不可欠ですが、身の丈でできるのではないかと思ったからです。

例えば、鳥子地区においても、お宮の駐車場あたりがあって、あそこら辺の近辺でできないかとか、萌の里を中心としたところでは、お池さんや大切畑の堤もあります。そういったところで小さな、身近なやつができればいいかと。相乗効果も何か萌の里を含めて期待できるんじゃないかと思っています。

また、河原地区においても、先ほど言いました滝地区あたりや小野地区あたりのところでも、やろうと思えば何かできればいいかと思ったからです。

実は私の地元の高遊地区でも、フットパスとかいうことではなくて、何とか散歩コースができないかと思って、高遊一周ですね。昔はもうちょっと農業が——今は宅地化になってしまったもので——盛んだったころは、ホテルのところから、東光物産の北側のところまで農道がありまして、そういうようなところを利用すると、ぐるっと高遊一周だけでも3キロぐらいの散歩コースなんていうのはできないかとか、いろいろ検討しながら思ってきたことがあります。

大きな観光財産はありませんけれども、西原村にもそれぞれ小さな観光財産があると思っています。また、何より一番の財産は、春と秋の道路清掃という西原村にしかない類いまれな独自の財産ではないかと思っています。

そういったところを利用すれば、幾分か村外の方々の消費等も利用できないことはないと思っています。もしかしたら、観光面だけでなくイベントが動き出すと定住促進もあるかもしれないと思っています。

先ほども総合戦略等とちょっと話を伺いましたけれども、それとともに、河原活性化対策委員でもありますが、河原活性化だけでなく、本当に西原村内各地において同じことはあるのではないかと思っています。もしかして、西原へ来て「ああ、いいな」と思って、定住を考えられる方々もあると思います。

このごろ坂本議員が中心として頑張っている結活、婚活と同じではないかと思っています。「やらなければどうしようもない」じゃありませんけれども、もしかしたら定住につながることもあるかもしれない部分もあると思います。

それから、村内の方々においても、特に私の近くの方々が主だと思います

けれども、せっかく来たけれども、余り村のことは知らない。行ってみたい気もあるけれども、なかなかそこまでというところもあります。

こういったイベントがあるというのもちょっとあれば、「じゃ、行ってみようか」とまでならないわけでもないと思っています。

そういったことが結果的には、次の質問でも言いたいですけれども、健康増進にも役立つのではないかと思っています。今現在、新しい地区で知らない方同士がそれぞれの住宅地を形成されて、何とか自分たちでやっついこうと芽生えてきているところもあります。

以上のことから、またこういったことをやってみてはどうかと思って質問しましたが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）フットパス等を導入して地域活性化にという質問でございます。

フットパスとは何ぞやということでございますが、イギリスが発祥の地としております。森林や田園地帯、古い町並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径ということと聞いております。

時間も、あと1件ございますので、いろいろ調べておりますけれども、少し飛ばしていきたいというふうに思います。

県内では美里町が取り組んでおります。美里町では、商工会及び美里町振興協議会において、美里町フットパスということが進められて、美里町フットパス協会が設立をされておるとお聞きをしております。

美里町においては、現在10カ所を選定して、ガイドマップを作成され、美里町を訪問された方に配布をして、美里町の新たな魅力を紹介するなど、さまざまな活動をなされているようであります。

西原村において、今、いろいろ議員がお話をされましたけれども、西原村が毎年2月に行っております村内一周ウォーキング大会では、村外からの転入者の方々には、集落の昔ながらの家並みや風景、また集落名を知ってもらい、参加者同士での会話で村の自然豊かな歴史やよさも認識していただければというふうな思いで実施をしております。役場を中心に7キロコースや12キロコースなどを設定し、約350名以上の参加者がおられる今状況でございます。

ウォーキングに関心がある村民の方も多いと思われまます。私も今年と昨年参加をし、全員がスタートして、最後尾から追い越しながら挨拶とか話をしながら歩きますと、よく村のことを聞かれたりして、和気あいあいの中に健康づくりにも役に立つと感じたところでもあります。

また、村外からの集客手段として、フットパス協会等を設立し、コースの設定を行うことも考えられます。コースの設定につきましては、阿蘇デザイ

ンセンターで行っている阿蘇くじゅう観光圏のコンテンツにも該当するものがあると思われまますので、これを利用した取り組みができるのではないかと
いうふう思っております。

少しだけ紹介をしますと、パビリオンの案内所、萌の里をスタートし、これは実際もうあっていることでもありますので、鳥居の奥にアートの森が広がり、名水・揺ヶ池の湧水を飲んで、窯元やギャラリーがある芸術の森で陶芸に触れ、手づくりのパン屋さん等もあります。それとあわせ、湧水の里袴野で楽しむ四季の小径コースにも参加して、散策する体験メニューもごさいます。滝のパビリオンでは、白糸の滝と寄り姫伝説の里巡りとして、白糸の滝や阿蘇四の宮神社など、古い歴史がある集落の田舎の散策や棚田の田園風景や石碑、さらにはもう一つの幻の二段滝など、見どころが満載でございます。

このように阿蘇くじゅう観光圏として紹介しているところでもあります。全て風景を楽しみながら歩くことができる小径としてフットパスの役割を果たすことができないかというふうに思っております。そこに記載されている俵山周辺の桑鶴地区や滝地区、あるいは袴野地区などにも設定できるのではないかと思っております。

そこで、阿蘇デザインセンターに相談しながらフットパス協会等の設立に向けて各種団体等に働きかけていくことも考えられますが、本村には観光協会もないような状況でございます。取組みは厳しいかとも思いますが、今まで言いましたように以上のことを踏まえて、他市町村等の取組み等を調べながら、中西議員の質問をありがたく受けとめ、今後、村としてどのように取り組んでいくか検討したいというふうに思っています。以上です。

○2番議員（中西義信君）私としては、清掃活動を中心にして言うわけでもありませんけれども、年に2回、熊日に活動後に載る程度で、本当に村をPRということからするともっともっとやっっているのではないかと思っています。

多分もうすぐ載るのかな、滝地区のことに関しても、年に1回、たしか出ています。あれんじだったかな、すみません、ちょっと忘れまして。

ただ、載せるのは載せるだけで、それから変化が起こっているとか云々とかをまだ聞いたこともそんなに。じゃ、その後、次の年はこうしようというのを聞いたこともない。そういうこともあって、やっぱりPRも含めてやってほしいから、言っています。

PRというのもとても大事だと思っています。この件に関しては、もう何回目か言っていますけれども、ホームページの活用ももっとすべきだと思っています。せっかく村民が頑張っている清掃活動等の写真等が載ったこともないと思っています。

それは、ホームページそのものを村の方々が見る、見ないではなくて、県内、県外の村の出身の方々ばかりでなく、ああ、西原村というのをちょっとのぞいてみようかと思われる方々に対してPRするのは、とても大事なこと

だと思っています。いかにして見てもらうかというところまでいくのが大事なのではないかと思っています。

先ほどは、フットパス等を利用した延長線上に定住をしてみようかという方々がおられるのかもしれないとも言いましたけれども、それとともに、ふるさと納税に対しても、もうちょっと興味が湧く方が出てくるかもしれないと思っています。

今年度は予算がついておると覚えています。ホームページの再設定の予算ですね。そこら辺は大いに期待しています。ただ、それ以上に先ほど言いましたフットパスをもうちょっと検討していただきたいというのが私の思いです。できれば検討はしていただきたいと思います。

では、次の質問にいきます。増加する医療費の対応に関してです。

国保会計は、予備費もない状態になり、一般会計からの法定外繰入れと個人負担増になる見込みである。それに対して医療費抑制のための対策等はこれまでどおりでいいのだろうかという質問です。

この質問の一番の思いは、本当に連携しての取り組みはしないのかというのが私の思いです。確かに医療技術は高度化し、単価は上がっております。人口減少の町村でも医療費は増加しております。人口がふえている西原村の医療費が増加するのは、それは至極当然だと思っています。ただ、抑制対策というのはこれでいいのかというのが思いです。住民課だけでいいのかと。

先日、勉強会の会合において、西口議員も言われました。各種サロン等、いろいろあるけれども、そこに看護師さんたちがもっと来られるべきではないかと。私もそう思っています。

また、よその話で申しわけありませんけれども、6月3日には、玉名市がこくほ運動を産学官でやっという記事が載っております。

子育て世代に対しても、中学校までの無料化とか、すばらしいサポートだと思っていますけれども、一番大事なのは元気に学校に通うことだと思っています。先ほどの話も全く関連性がないわけではありませんけれども、スポーツ関係の教育委員会等の連携もしっかりとってやっていくべきではないかと思っています。

前回は、学校やクラスになじめない話を、住民課長さんのほうに、いるということを聞いたことがあります。今回は逆で、医療費抑制に関して、住民課だけではなく、教育委員会あたりもそれぞれもうちょっと協力して取り組んでいるのかなというのが、私の思いです。

各課それぞれ別だというのはわかっています。しかしながら、そういうところを共有しながら取り組んでいってほしいというのが私の考えでして、数日前、勉強会があったときも、職員の方から、もう今後はいろいろお互い手を取り組みながら話をやっていかんというのが伺いました。

現場の方は今そういった気持ちでおられますが、村長いかがですか。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 増加する医療費への対応に関してということで、内容は、国保会計は予備費もない状態で、一般会計法定外繰入れと個人負担増になるが、それに対して医療費抑制のための対処はこれまでどおりか。新たな取り組みが必要ではないかということでございます。

まず、国保会計について少しだけ申し述べさせていただきます。

国保会計におきましては、これまで工夫を凝らして、いろいろやりくりしながら運営をやってまいりましたが、昨年度末で基金も底をつき、平成26年度の実質単年度収支は約4,000万円の赤字となるところでございます。平成27年度も約3,200万円ほどの赤字が予想されますので、法定外繰入れを当初予算として予算化させていただきました。

しかし、今後もさらに赤字は続くと思われしますので、私の考えでは不足分の3分の1、約1,000万円ほどの税収を見込んで、国保運営協議会に諮問し、その答申を受け、今定例会に税率・税額の引き上げをお願いしているところであります。

国保会計は、昨年度までご存じのとおり基金がございましたが、平成27年度予算では基金繰入金もなく、予備費もない状態になり、一般会計から法定外繰入金を3,250万円計上しなければならないという事態となっております。

平成26年度で、県内で資産割を入れない3方式で、3方式というのは所得割・均等割・平等割のことですけれども、国民健康保険税を計算している市町村が24市町村あります。その中で、税率の高い順からでは、西原村は24のうち17位というところでございます。今回、税率改正条例が承認していただければ、7位という高い順位に位置しますが、どの市町村でも厳しい国保運営状況で、今年度税率引き上げを審議されてる市町村も多数あると聞いております。県内の税率改正状況は完全に把握しておりませんが、この7位の位置はここ数年でもう少し低いところに来るのは間違いないというふうに思っております。

また、法定外繰入れも、近隣市町村の聞き取り調査ではありますが、多分全員協議会で資料を配付してあると思っておりますが、相当額の法定外繰入金を一般会計より繰入れている自治体も多くあっております。

そこで、次に医療費の抑制でございますけれども、大事なことでありますので、詳しく説明をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、国保会計の改善のために、いかに医療費を抑えるかが一番重要なことであると私も認識しております。このような認識のもと、村でもこれまで医療費の抑制につながるさまざまな施策を行ってまいりました。

現在、高齢化の急速な進展に伴い、がんや心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加傾向にあり、特に生活習慣病は死亡原因の6割を

占めると言われております。

この医療費増加の大きな要因である生活習慣病対策について、国レベルでも取り組みが行われ、平成20年度から保険者がみずから行う特定健診の実施が義務づけられております。村では、この特定健診の重要性を認識し、事業実施の2年前から健診の重要性について啓発を行った結果、受診率は県平均33.8%に対し西原村は55.1%で、県内11位と上位にあります。健診による自己管理の必要性は、受診の有無別に見る医療費の差にもあらわれており、まずは受診をしていただき、住民一人一人が自分の健康実態を知ることが必要だと認識をしております。

このため、西原村では、保健師が中心となり、公民館を巡回しての健診結果説明会の開催や家庭訪問を行い、生活習慣病の改善に向けた具体的な情報提供、行動の支援、J A厚生連の管理栄養士による食の改善指導等を実施しております。また、健康相談では、健診結果説明会における相談や老人会の集まり等を活用した相談事業を行っており、特に、健診結果で要精密の方や緊急に医療機関の受診が必要な方、生活習慣の改善が必要な方には、保健師3名が担当地区を決め、若い方から高齢者まで個別訪問による指導を今現在行っております。

具体的には、国民健康保険者が行う国保特定保健指導では、個人の健診結果は、食生活習慣や生活のリズムの乱れから出た結果であり、高血圧や糖尿病、高脂血症などの生活習慣病が長期化し悪化すると、心臓病や脳血管疾患、人工透析が必要な腎臓病等になり、本人の苦痛の増大とともに医療費、介護費の増大にもつながることに自ら気づき、改善するような行動に導くことにしております。

特に、40歳から74歳を対象とした特定健診、いわゆるメタボ健診の結果で、生活習慣病の発症リスクが高い方については、保健師が個々人の身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのアドバイス等を行っております。

糖尿病等の生活習慣病は、若いときからの生活習慣を改善することで、その予防、重症化、そして合併症になることを避けることができると考えますので、これからも若い人を含めた村民へ積極的なサポートを行いたいと考えております。

また、現在、村内の2医療機関の協力を得て、小学校6年生を対象とした生活習慣病健診を実施しております。子どもたちが、健診で自分の身体のことを知ることから始め、小さいときから健康によい生活習慣を身につけてもらうことを目的としておりますが、子育て世代の健康づくりへのきっかけとなればとも思っております。そのほか、阿蘇郡の町村国民保険が協力し、健康維持に関する情報誌の「すこやか国保」を年2回発行するなどの広報活動も行っております。

このような予防医療では、医療費を抑制する効果はすぐには見えませんが、

長期的に見ると非常に大事なことだと考えており、地道ではありますが、これからこの取り組みについて継続して行いたいというふうに思っております。

ところで、これまでの取り組みを踏まえた平成27年度からの新たな取り組みについてですが、生涯にわたって生活の質を維持し向上させるためには、糖尿病、高血圧症等の生活習慣病の発症や重症化や合併症の予防が重要だとの考えから、予防に重点を置き、特定健診のあり方を一部見直すことといたしました。

これまで、構造改善センターにおいて1週間程度の集団検診において受診をしていただいておりますが、仕事の理由でこの期間に受診できない方も多く、受診率が伸びない原因の一つでもありました。このため、これまで受診したくても受診できなかった方々への対応と受診率を少しでも向上させるため、今年度から、病院名はいいですね、村内の2医療機関でも、7月から11月までの期間、個別健診もできるようにいたしました。

また、生活習慣病予防に向けた特定保健指導の一環で、今年度から、非常勤職員ではありますが、管理栄養士による食の改善を8月から始めます。これらのきめ細かな指導により、指導率の向上を図るとともに、一人一人の状態に合った生活習慣病の改善に向けたサポートを充実したいと考えております。

このような取り組みを通じ、村民一人一人が健康を意識した生活を行い、生活習慣病を予防することが、将来の医療費の抑制につながっていくものと確信しております。以上です。

○2番議員（中西義信君）地道な取り組みをされるということを伺いましたけれども、地道な取り組みが一番大事だと思っております。何ぞやって何と言いますかという、これももう何度目か、どこかでしゃべっているんでしょうけれども、前、看護師さんが、ペットボトルの清涼飲料水の中にこれだけ砂糖が入っていますというような、持って行動されて動かれたことがあります。今後もそういったことが一番よくわかりやすいことだと思っております。でも、このごろはなかなかそういった行動を見たことがありません。

それと、もう一つ、現在、河原小学校が秋の発表に向けて、教育長はご存じです、取り組んでおります。

運動です。毎日走ったりしています、朝から。そういったことを住民課さんもちよっとは理解してほしいなと思って、結果的にそれが、ああ、本当に健康につながっているなら、こういうのをやっていこうとか、いつも村長がおっしゃっているところの分野だけではなくて、そういったところから複合的にやってほしいなというのが私の考えです。

もう一つ言わせていただきますと、園田園長先生がおられますから、申しわけありませんけれども、うちの北側のこうのとりは結構鍛えた活動をして

います。その子どもたちが、まだ1年と2年生で、山西小学校へ入って、これが数年後には結構な人数になって、その子どもたちが日々学校で暮らす中において、健康な部分がとても多いのであるならば、活用すべきだと思っています。そういった複合的なことをやってほしくて、横の連携とかを私はいつも言っています。

答弁だめでしょうか。

じゃ、もう終わります。

そういったことを今後考えて取り組んでいただきたいです。

終わります。

○議長（坂梨公介君） 暫時休憩します。

（午前11時11分）

（午前11時20分）

○議長（坂梨公介君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、10番議員、田島敬一君。件数3件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君） こんにちは。田島敬一です。件数3件あります中で、重点項目の関係で2番と3番を入れかえましてやりたいと思います。

まず、立野ダム建設についてですが、今回は観光面で観光振興という角度からお尋ねしたいと思います。

西原村は、阿蘇のデザインセンターというところへ、ちょっと以前、12カ町村のときに、各自治体からの支援金ということで設立されまして、阿蘇全体のイメージ、そして観光推進ということで、西原村からも職員を派遣したりなどいたしまして取り組んでこられております。

そうした中で、やはり阿蘇の全体の観光推進、これについて、ぜひ村長としても言うべきときには言うべきことを言うというようなことで臨んでいただきたいと感じまして、1点目を掲げました。

最近、ニュースで、国交省が、これまでとかく九州は一つ一つと、各県それぞれに観光資源とかありますけれども、ばらばらで統一的なイメージがないものですから、せつかく外国からとか全国から観光客が来ようかというときに、1県だけで終わってしまうという傾向が強いということで、九州は一つのイメージ、ブランドイメージといいますか、ということで、温泉アイランドということではどうだろうかというふうなことが提起されたと、新聞に出ておりました。

私は、この中で、九州は一つという中での阿蘇という位置づけ、それがなされてこそ、大幅に観光客が来る地になりはしないかと。特に西原村に隣接いたしまして阿蘇くまもと空港がございまして、国際便も韓国に続きまして今度は台湾との定期空路も開設されるということでございます。先日は蒲島

県知事も台湾まで行かれまして大いにPRされてこられたようでございます。これを生かすには、やはり九州は一つ、温泉アイランドということも結構ではございますけれども、私はもう一つ上のランクを狙って、アイランドではなくてアイスランドということで、アイスランドは非常に地熱発電だとか、また森林、自然を生かした地域おこしをされておられまして、一時期は経済的にも大変な低迷ということで不安もありましたけれども、その後、急激に人気な国ということになってまいりました。

そのように考えますと、九州全体は、先ほどフットパスという話がありましたけれども、運動もウォーキングもありますけれども、やはり天然・自然をいかに生かして、そして木質バイオ発電だとか森林をいかに残していくのかと。こういう全てが自然というようなことで、観光推進の一つのイメージ化、ブランド化が可能なところだと考えています。

そうしたときに、立野ダムはどうかと見てみますと、そこにはもちろん阿蘇くじゅう国立公園ということで、本来、北向山の原生林など、これは十分残していかななくてはならない貴重な天然資源であり、自然遺産であるというふうに思いますし、特にジオパークということで世界に認定されましたけれども、立野地域は溪谷ということで柱状節理がございます。これはインターネットからとりました写真を拡大コピーしたものでございますけれども、驚くように太いですね。柱がまるでギリシャのパルテノン神殿じゃありませんけれども、このような見事な柱状節理がありまして、西原村にはもちろん滝にこれよりも小規模の柱状節理が見えておりますけれども、これほどの見事な柱状節理というのはございません。それに、キャニオニングというフランス生まれの新しいスポーツの適地ということで注目されているということもありますし、本当に観光を生かすならば、またとない地域ではなかろうかと考えるのでございます。

そして、これはまた別の写真でございまして、柱状節理がこうありますと、今、ダム建設が、途中までですけれども、この柱状節理に穴をあけて、そして深く掘り進んで、ここにセメントミルクを入れるということで、もう既に自然破壊が進んでいる状況なんです。貴重な柱状節理を掘り抜いているわけでございます。これは非常に観光的に見ても大きな損失ではなかろうかというふうに考えるのでございます。

そこで、森林資源を生かした、そして天然のエネルギーという点でもすばらしい阿蘇の地熱もございまして、そういったものを生かしまして、九州全体の統一ブランドの中でも大事なポイントである中心地、それが阿蘇ではないかというふうに思うわけでございます。その点で、阿蘇デザインセンターについて、もうちょっと観光推進について意見を發揮していただきたいということで、お尋ねしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君) 田島議員にお答えいたします。

立野ダム建設について。阿蘇ジオパークの重要なジオサイトであるはずの立野溪谷。阿蘇地域振興デザインセンターへの出捐金も出しているし、阿蘇全体の観光の一翼である西原村として、観光振興にとって立野ダムのマイナス点を表明してはどうかということでございます。

田島議員、この立野ダム関連の質問につきましては3回目になりますが、こういった方向で来られようと考えは変わりませんが、私も。今回は観光面からということでの質問でございます。

田島議員には、平成26年第2回定例会において、地震防災の観点から立野ダムに反対すべきでないかと質問をされております。その中で、私の答えとしては、政治の使命、その根本は、災害等から国民の生命・財産を守り、安全・安心を確保することとされておりますし、その根幹をなすものとは治山・治水であると昔から言われております。

まず、私が認識しておかねばならないのは、この立野ダム建設が浮上した契機は何であったかということであります。今から61年前の昭和28年6月26日に発生したあの白川大水害、「6・26水害」と呼ばれるこの戦後最大とも言われる大洪水は、死者・行方不明者が537名に上る未曾有の被害をもたらしました。以来、平成24年7月の九州北部豪雨による甚大な被害発生など、白川流域はたびたび白川の大氾濫に悩まされ続けており、立野ダムは洪水調節専用のダムであり、貯水が必要な利水ダムとは異なり、平常時は水はためない、いわゆる穴あきダムで、洪水のときだけ流水を一時的にダムに貯留するものであります。

このように、立野ダムは、通常はダムのない場合と何ら変わりはなく、河川の流れを維持するというところでございます。

立野ダム建設に関しましては、環境への負荷を問題提起する声もあり、賛否両論がございますが、冒頭申し上げましたように、白川流域の洪水防止のために不可欠なダムであると認識をしており、国土交通省には立野ダムを推進していただきたいと思っておりますとお答えをしております。

2回目は、平成27年3月定例議会において、面としての断層地帯であり、穴あきダムが大雨時の倒木土石などにより詰まり、決壊するようなことになれば、白川水系の鳥子川にも影響を及ぼすと思われるので、反対の意思を表明してはどうかと質問をされております。

この点については、国土交通省におかれましては、文献調査、地形調査、地表地質調査などの結果を総合的に勘案され、ダムを行う上で特に考慮する活断層は存在しないと判断されており、地中についてもボーリング調査を実施され、トンネルを左岸、右岸に掘って地質を確認されるとともに、岩盤の強さを確認するために岩盤試験等を行い、地盤の状況を十分に把握されてお

ります。調査結果をもとに建設予定地のダムの安定性について検討を行った結果、基礎岩盤は十分な強度を有していることから、ダムの形式は重力式コンクリートダムとされていますと、面としての断層地帯の質問について答弁をしております。

また、穴あきダムが大雨時の倒木土石により詰まり、決壊するようなことになれば、白川水系の鳥子川にも影響を及ぼすと思われるとの質問には、立野ダムにおきましては、放流孔が流木や巨石等によって塞がらないようにするための対策として、ダム堤体の上流に倒木等捕捉施設が設置されるほか、3つある放流孔——5 m掛ける5 mではありますけれども——にスクリーンを設置する予定で、これらによって、洪水初期で水位が低い段階で流木、巨石を捕捉施設で捕捉し、水位が上昇すると流木は浮きますが、放流孔にスクリーンが設置されておりますので、流木は捕捉されます。洪水が終わり、通常の状態に戻った後に、支障となる流木や巨石等を撤去し、次の洪水に備えるとされておりますと答弁をし、繰り返しとなりますが、私どもが果たす役割は、白川流域の住民を守るため、貴重な財産を守るためにも、立野ダム建設に反対する意思を表明することはありません。早急な河川改修とともに、立野ダムの一日も早い完成が待たれるところであります。

平成24年7月12日に九州北部豪雨により熊本広域大水害が発生しました。阿蘇を中心に甚大な被害をもたらし、今もなお創造的復旧、復興工事が進められていて、阿蘇はもちろん白川流域の河川工事も急ピッチで行われておりますが、復旧工事はまだ道半ばであります。

阿蘇地域は、カルデラ中央の活火山とともに、カルデラ内やその周辺の特有の文化や景観が世界有数の観光資源となっております。一方、自然はたびたびの災害を地域住民にもたらしてきました。このように、自然と人間の共存が感じられる阿蘇地域において、また白川流域において、将来において安全・安心に住み続けられ、それぞれの地域の発展と住みよい生活ができるよう、我々政治に携わる者として推進するのは当然の責務と捉えておりますと、今回お尋ねの阿蘇全体の観光資源、景観について答弁をさせていただいております。

確かに、阿蘇地域振興デザインセンターへ議員が言われるように1億867万8,000円の出捐金を村は出しております。今後、世界ジオパークの認定もいただき、ジオサイトの充実もされていくと思います。

しかし、国土交通省立野ダム工事事務所に全体の工事進捗率をお尋ねしましたところ、平成27年3月末までに事業費約491億円を投資、既に54%、事業費ベースでありますけれども、進んでおり、現在は仮排水トンネル及び工事用道路の整備を実施しているところであります。

観光振興も大事ではありますが、私としましては、白川流域において将来においても安全・安心に住み続けられるよう推進するのが当然の責務と捉え、

立野ダムマイナス点を表明することはございません。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）はい。

○10番議員（田島敬一君）答弁ありがとうございます。

しかしながら、地質学者の説によりますと、やはり科学者の意見というのは重要視しなくてはならないのではないのでしょうか。活断層という点では、確かにダム本体の下には見つからなかったかも知れませんが、その流域、あるいは水がたまりますときの流域の下には、十分に活断層があつておかしくないということは、活断層が集中している地域だということからも十分心配されます。

また、これはインターネットから調べたんですけれども、九州がこうありますと、立野あたりを境といたしまして、陸地が動く方向が、南側は南東側へ、そして北側は北西側にこのように移動しているというんですけれども、その移動スピードが50年で1 m、それぞれ移動しているということでございます。

そうすると、ダムは幾らコンクリートミルクだとかセメントだとかを投入して建設技術の粋を尽くしたといたしましても、耐用年数は一体何年でしょうか。たった50年で2 mということは100年で4 m両側に引っ張られるわけです。幾らこういうふうに穴をあけてセメントミルクを注入しても、これは確かに新しい技術で、歯医者さんに行ったらインプラント手術というのがあります。骨に達するところまで埋め込むという、その手術に非常に似ているんじゃないかと。しかし、幾ら強靱であっても地球の動きにはかないっかないというふうに思うわけでございます。

ですから、阿蘇は世界ジオパークということで、ジオを来た人が学習する場と。そこにダムをつくっていくということは、地質学者の地球の動きに反することではないかというふうに思うわけでございます。

また、村長が言われましたように、水害対策ということで、6.26水害から7.12水害、いろいろございましたけれども、立野ダム建設計画によってどの程度の洪水調整の役割が果たせるかということ、熊本市の下流域で洪水時にたった50cmしか水位低下の効果が見込めないということでございます。そしてまた、そもそものこの立野ダムの計画の想定氾濫区域ということでは、熊本市のさらに下流域しか想定していないということなのでございます。

ですから、大変大きな技術を投入し、資金を投入しても、たったそれぐらいだったら、河川改修をやったり、また、流域をふだんは農地として使っていて洪水のときには水を満たすというような、そういったやり方など、あらゆるほかの方法を使って洪水は防ぐことができるということを思います。

そればかりか、北向山の原生林の一部が、やはり満水時には水没して枯死することが十分想定されるわけでございます。そうしますと、長年にわたって北向の原生林は水を保水して、その分、天然のダムとして洪水を調整して

いたであろう、その役割がなくなってしまうと。そうすると、一体何のためのダム建設だったのかということになりはしないでしょうか。

やはり、阿蘇はジオパークということで、地球の働きというものは一体どういうものであるのかということを経験する場、そのことによって観光客を集めるというところだとして、九州は一つというイメージ戦略からも中心である阿蘇を本当にジオパークとして大事にすべきではないかというふうに思うわけでございます。

その点で、やはり観光的に大きなマイナスであろうということから、ぜひ反対を表明されるか、あるいは表明されなくても、今度の建設計画は、観光的な団体も一緒になって、建設するかどうかという協議の中に加えられていないんですよ。ただ単に国土交通省ということだけで推進するならば、大きなマイナスになりはしないかと思いますので、ぜひ阿蘇デザインセンターを加えて協議の場を設けるように提案をされてはいかがかと思うわけでございます。その点いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 今、議員が申されましたように、あのダムをつくって50cmしか下がらないと、50cmの圧力がどれだけあるかご存じでしょうか。それだけあれば、決壊しない堤防も決壊するんですよ。川全体のあの幅が50cm上がればですね。そして、地球は動いておるということでありますけれども、確かに地球は動いておるという話でございます。琵琶湖はもともと滋賀県になかったという話も、この前のテレビでちょっと拝見いたしましたけれども、そういったことで動くのは当然であろうというふうに思っております。

それから、保水ができなくなるということでもありますけれども、普通は水はたまっておらんすもんね、立野ダムは。ということで、ふだんはいつもの白川と同じような状況であるというふうに私は認識しております。

今回、観光振興ということで質問をいただいておりますけれども、3年前、先ほど申しましたように、阿蘇は大きな災害が発生いたしました。そしてまた昨年の11月ですか、阿蘇が噴火をいたしまして、やはり自然災害が多いということで、これは熊本ばかりではなくして、よその県もこういった災害が発生しております。

特に、水害等におきましては、安全・安心ないろんな整備がなされていなければ、議員が申されました観光という、この観光地は大きな打撃を受けるわけでございます。あの7.12大水害が発生したときも、阿蘇市、南阿蘇村、高森町と、阿蘇を訪れる観光客に多くのキャンセルがあったと。そして、風評被害も重なって客数も激減したというようなお話も聞きます。あの災害で、集中豪雨で、そしてまた土砂流出等で、死者・行方不明25名が痛ましい人的被害となっております。

さらに、先ほど申しましたように白川の流域の流末であります熊本市、あ

の水害で2万6,000世帯に避難指示が出され、多くの家屋が流出したという被害が発生いたしました。もし、この3年前の当時、立野ダムが完成していたならば、時間雨量100mmを超える雨が降ったとしても、ダムの目的である洪水調整がなされ、被害をひよっとすると食いとめたのではなかろうかというふうに思っております。

やはり人がそこに生きるには、生活する環境づくりのインフラ整備も必要ではないかと思えます。観光振興ももちろん大事であります。しかし、そこに住む人たちの安全・安心という生活基盤の土台があってこそ、観光振興につながるというふうに思えます。物事は、何かをつくったり、あるいは実施したりする場合、全てにおいてメリット、デメリットがあると思えますが、今回の立野ダムの建設は、人の命を守るという大きなメリットのほうが比較にならないほど大きいと考えます。以上でございます。

○10番議員（田島敬一君）はい。今、村長がお答えになりましたけれども、立野ダムについての検証委員会、それに阿蘇地域振興デザインセンターを始めとする観光的な団体の関与と申しますか、意見を表明する場が設けられていないということについての見解が抜けていたように思えます。

やはり部分的にだけ考えたら地域おこしはできないと思えます。いろんな角度からプラス、マイナス、いろいろ総合的に勘案してゴーサインするならゴーサインということが本当ではなかろうかと思うのでございます。

現在まで、もう既に工事は進捗しているのではないかと申されますけれども、これまで代替道路——つけかえ道路ですね——が整備されまして、南阿蘇に行くのに57号線の迂回路として今十分に使えているその道路ができるとか、いろいろとこれまで投資したお金というのは、もしここでダムをやめても無駄になったとは言えないだろうと思えます。

ですから、今のこの時点で中止を図ることが大きな検討課題になってはいるまいかということを考えるわけでございます。どうでしょうか。観光について、再度。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）議員が先ほど申されましたように、九州は一つ、熊本は一つ。そして、私は、その中においてまた阿蘇は一つというふうに捉えております。阿蘇地域振興デザインセンターにおいても、観光関係について、観光振興について、いろいろな協議をなされておりますけれども、この立野ダムについて、そういった意見もなく、これは立野ダム、できて当然、当たり前。そして、そのことが逆に水害をなくすということで、地域振興、観光振興につながるということであるかと思えます。そういう中において観光振興を大事にするためにも、この立野ダムが必要ではないかというふうに認識しております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）じゃ、次に移りたいと思えます。

LGBTということで、最近になりまして、去年ぐらいからですけれども、大きな動きといたしまして渋谷区、それから世田谷区あたりで、今、同性パートナー条例をつくるというようなことが可決されたり検討中だという話がありました。これは、LGBTの方々が集まって大会を開いているところみたいですが、これまで教育の面でも、地域におきまして、とにかくLGBTの方々、約20人に1人がおられると。場合によっては7%とかいう数字も出ておりますけれども、これは小学校でも中学校でも考えてみますと、1クラスに1名ないし2名はそういう方がおられるという一応計算になります。

西原村では別に発言もされておらないのですけれども、全国的な傾向といたしまして、これらの方々は、とにかく自殺をしやすい、また、いじめられたりしやすいというようなことで、生きにくい感じを抱いておられるようでございます。その点で、差別をなくすとか社会教育だとかいう観点からも、やはりこれについての一定の配慮なり教育、また研修、啓発、こういったものが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） LGBTということで、少数者に対応してということ、どのような現状を認識しているかということと、今後、差別のなきよう社会環境を考えていくべきではないかという質問でございます。

私も余りこのことについては興味がございませんというか、このLGBTというのが何だったのかなというふうに思っておりましたけれども、ちょっとだけ調べさせていただきました。

現在、日本では同性カップル、あるいは異性カップルと同等の権利が法的には保障されておられません。

LGBTの方が西原村にいらっしゃるかどうかは把握しておりませんが、同性愛などの性的指向について、また生物学的な性である「体の性」と、自分の性をどう認識するかという「心の性」が一致しない性同一性障害について正しい理解が求められていることは認識をしております。

時間がありませんので、途中省きますけれども、渋谷のほうでも区議会で可決・成立されたという話も聞いております。

同性愛に対する根強い偏見や差別など、性的指向に係る人権関係も社会生活のさまざまな場面で発生しているようであります。一方で、性同一性障害者は、日常生活のさまざまな場面において奇異な目で見られるなど、精神的な苦痛を受けるとともに、就職を始め、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のために不利益や差別を受けている状況にあるようであります。

これらの差別は、ほかの人権問題と同様に、許されることではないと思います。人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、

社会を構成する全ての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であります。全ての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するために、人権が住民相互の間においてとても尊重されることは必要であると考えております。

そこで、今後、差別のなきよう社会環境を考えていくべきではないかというお尋ねでございますけれども、村の人権に関しては、いろいろ申し上げてようございますけれども、西原村では、重大な社会問題である部落差別を始め、あらゆる差別により、今もなお人間の尊厳が侵されていることを鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別のない平和な明るい西原村の実現に寄与することを目的に掲げ、西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例を制定しております。

日本国憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」としております。また第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」として、一人一人の人間がかげがえのない存在であることを確認するとともに、人が人として生きていく上で必要不可欠な権利として、幸福を追求する権利を保障しております。

第14条にも法の下での平等とかございますけれども、いろんなことがあります。その中の一つに、LGBTに対する偏見、差別も含められるというふうに考えております。この現実を踏まえて、私たち一人一人は人権を大切にすゝる気持ちを強く持ち続けて、これらの差別解消に努めなければならないというふうに考えております。

このようなLGBTの人々の人権を守るには、職場、地域社会などの周囲の人々が、性に対する多様なあり方を認識し、少しずつでも理解を深めていくことが必要ではなからうかなというふうに考えております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）ありがとうございました。

大変よい意思表示をしていただきまして、日本国憲法も掲げられまして、これはちょっと古いものだけでも、私が壁に張っている日本共産党のポスターですけれども……

○議長（坂梨公介君）田島議員、時間が来ておりますのでまとめてください。

○10番議員（田島敬一君） はい。

人権の問題、非常に強調していただきましてありがとうございました。

時間が早く来てしまいまして、十分な議論ができませんでしたが、ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午後 0時01分）

(午後 1時00分)

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、9番議員、宮田勝則君。件数2件、発言を許します。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 質問）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

本日は、通告しております2件の案件について村長に質問したいと思っております。

まず、第1番目に、少子高齢化社会にどのように対応していくのかというお話でございます。

質問の趣旨としては、深刻化する高齢化社会に向けての住みよい村づくりをどう実現していくかと。抽象的な言葉でありますけれども、やはり範囲が広いということで、その下にあります具体的な中身ですけれども、既存集落の高齢化は急速に進む中、集落の活性化、労働力人口をふやす施策を考えているかという質問をまずしていきたいと思っております。

少子高齢化社会にどう対応していくのか。まずは本村の全体的な観点から入りたいと思っております。

深刻化する超高齢化社会において、住みよい村づくりをどのように実現していくのか。本村の人口は本年の4月1日現在で7,072名であります。合併当初6,800名ほどあった人口が、昭和51年には一時的に5,000名を割り込んだのが現状です。その後、微増を繰り返し、平成12年には6,000名を突破し、平成25年には7,000名を超え、現在に至っているところです。直近の10年間では700名程度増加している。

次に、本村の人口構造の推移ということで、年少人口は平成21年1,021名、平成26年、5年後は1,058名ということで37名という微増です。また、労働年齢人口は、平成21年4,198名が平成26年には4,151名ということで47名減少しております。

対しまして、老年人口ということで、平成21年には1,673名、これが平成26年になりますと1,861名、188名増ということで、老年人口に関しては増加傾向にあるというところです。

平成26年の高齢化率は26.3%で、後期高齢化率が14.9%であります。5年前の高齢化率が24.8%から見ても徐々に進んでおると。さらには、団塊の世代が75歳に到達する10年後、平成37年には、高齢化率が32%から33%程度というふうな見込みであります。また、後期高齢化率は16%から17%となることが見込まれております。

続きまして、今度は集落単位ということで、集落に目を向けてみます。

平成27年5月現在、高齢化率は83.3%を筆頭に7集落が50%を超えております。いわゆる限界集落となっている状況です。続きまして、高齢化率40%

以上の集落まで加えますと14集落、5%下げまして35%以上ということでは20集落というところまで及んでおります。このような集落をこのまま放置したならば、次の世代ですね、次第に社会的共同生活の維持が困難になっていき、最後には集落消滅になることになり得ることが予想されます。

この現状を村としてどのように認識しておられますか、まずは村長に答弁を求めます。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

少子高齢化にどう対応していくのかということの趣旨として、深刻化する高齢化社会に向けて住みよい村づくりをどう実現していくのか。それとあわせて、既存集落の高齢化は急速に進むが、集落の活性化、労働人口をふやす施策は考えているのか。移住・定住施策ということでございます。

今、議員が申されましたように、本村の高齢化率は、いわゆる団塊の世代が高齢者となる平成24年ごろから高くなっております。現在は5月末で26.8%となっております。しかも、地域社会の人間関係の希薄化が進む中、高齢者の孤立、ひきこもり、高齢者の虐待等が社会問題となり、生活不安が広がりつつあります。

つい先日、結婚式で上天草市の議員さんと話す機会がございましたが、「上天草は大変です、高齢化率が35%になりました」と話され、その対策をしなければならないが、めどがつかないと言われた言葉が、これはやはり天草特有の地域を物語っていると思っており、気にとめたところでもございます。

また、少子化社会と言われて久しい中、本村は他町村と比べて少子化に歯どめがかかった傾向になっておりますが、少子化の波は避けられない状況にあります。最近の本村の人口動態は、死亡者が出生数を上回り、自然減少であります。転入者が増加傾向で、この10年間は全体的に人口増となっております。

しかし、少子化の要因であります未婚化、晩婚化や子育て不安、経済的不安等が考えられます。さらに49歳までの未婚者、生涯未婚者は2030年に30%になり、その他の要因と重なり、今生まれてくる女性の減少で25年間で40%減少すると言われております。と同時に、戦前の産めや増やせの時代と団塊の世代の高齢者の死亡率が重なり、日本の人口は減少著しいと言われております。本村でも同じ現象が起きると思えます。

そこで、今後、村が人口減にならないようにどうしたらよいか。少子高齢化が進む中、人口増の対策となれば、村外からの転入者の受入れ対策と合わせ、ふるさとを離れた若者も生まれた西原村に呼び戻さなければ、人口増にはならないと思えます。本村は、自然環境と地理的条件とあわせ、生活環境

は熊本市に近いということで、県内でもすぐれていると思います。以前申しましたが、西原村に住みたい3つの条件として、保育園の待機児童の解消、中学3年生までの医療費の無料化、そして企業さんからも要望があった光ブロードバンドも村内全域をカバーすることができました。

現在は、総合体育館建設に伴う健康づくりの拠点として、運動施設の拡充、昼夜問わずに利用できるウォーキングコースの設置や要望が多かった公園整備など、全てが完成すれば、国が進める小さな拠点づくりができ、村の中心地として機能を果たすものと思います。このことは、西原村に住みたい、西原村に帰ってきたいという大きな要因になると考えております。

そして、さらには河原地区においての人口減の対策として、Uターン・Iターン者に住宅の改修、新築時の補助金や村営住宅建設等も考えられます。そうなれば、河原小学校の児童の確保や活性化へもつながりはしないかと考えております。

財源が伴いますので、やはり出来ることから対策を講じなければならぬと気持ちを新たにしているところであります。

また、このことは、河原校区に限らず、先ほど議員が申されましたように、既存の集落で高齢化率40%を超える集落にも同じことが言えると思います。人口の維持を人口減少の歯止めは直近の課題と捉えております。

宮田議員の村の将来を思い、地元河原地区の活性化と人口減を心配されての質問であり、ありがたく受けとめたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目をお願いします。

○9番議員（宮田勝則君）村長におかれましては、1回目の答弁でも非常に前向きなお話ということで、ありがたく頂戴したところです。

日置村政になりまして、定住化促進という形は以前からされております。子どもからお年寄りまでですね。なお、18歳から今64歳までですかね、労働人口と言われる対象の方を西原村に呼び込もうということで、現在も継続的に行っておられる事業、数多くあります。数を言えば切りがないんですけども、代表的なものでも、まずは職をつくってあげるという観点から企業誘致、また河原地区におきましては、河原小に通う子どもをふやそうというところの施策を毎月いただいている子どもたちが数十名おるといところです。

また、その居住に対しても、賃貸アパートの新築における家賃補助と建設補助という形で、誠に手厚い保護をいただいております。

また、高齢者にも福祉タクシーということで、生涯西原村に住んでよかったと思われるような施策、また子どもを産んで、健康にすくすくと育てていただきたいという思いから、保育園の増設や子ども医療の補助と無償化というところまで踏み込んだ形でやっております。

そういった中にも既存の集落、なかなか定住者がいないということで、びっくりするような数字が出ております。限界集落と言われる集落がもう7集

落も出ておるのかと改めて感じたところですが、そこで集落の定住支援の必要性ということでいきたいと思っております。

本年より本格化した地方創生事業、まち・ひと・しごと、この中ではより重要なものになっていくと考えております。どのようにして集落内に居住者をふやすか、新住民と旧住民との良好な共同生活の維持を図るのか、課題が多くあります。例えば住宅、住まいの確保には、現在、西原村で行われているのが新築であります。まとまった100坪以内の土地に新築される入居者が非常に多いということで、まずは集落内にそういう土地をつくり出すということです。また、結構出てきております空き家の活用、これも重要なことの一つだと考えております。

職でいいますと、進出企業の就職・紹介であったりするのも、移住者の金銭的な生活の基本となる収入源を与えるということで大きな一因となります。

たまに最近、新規就農者の方が結構おられますけれども、農業に従事したい方々には、そういう補助金を活用して、また耕作地を確保してあげたりすることで、農業に興味のある方を引き込むであったり、また、こういう田舎ですけれども、観光に恵まれた地域です。起業する人にもいろいろな手助けが必要になってくるはずですので。それに対して、まず今集落に住んでおられる住民の方に、どうか意識を改革といいますか、改善といいますか、そういった方向に持っていただくのが、まず第一歩であろうと考えております。

そのために、他の自治体ではもう既に行われておりますが、地域おこし協力隊というような人材を置いて、その方々と集落住民が意見を交わしながら、意識改革を促していくと。また、相談できる環境づくり、場ですね、人がいれば場所も要るということで、相談できる場所を行政内にでもつくればしないかというふうに思っております。そういうことをモデル事業化して、地域に浸透していくということが必要だろうと思っております。

次に、県内外からの住民が、本村に魅力を感じ、移住され、定住したいと思える環境にする。言うのは簡単ですが、なかなか難しいと思っております。しかしながら、やらなければこのような集落はなくなる可能性が大きくなるばかりであります。

村では、地域に張りついた職員がおります。地域づくり推進員と言ったと思っておりますけれども、各集落に配置しておりますが、今度はこの職員の働きも大きいと考えております。集落内の定住支援、先ほど村長が少し触れられましたけれども、また何か具体的に考えられておられることがあれば披露していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）いろいろ今、議員が申されましたように、昨年以來、西原村は宗教問題に明け暮れて、村の危機的状況でありました。村の発展と河原地区の活性化を阻害するようなことで、マスコミ等も村の混乱を記事とし

て村外に発信したと思います。村のイメージをダウンさせ、村の評価は決していい方向には進まなかったというふうに思っております。私どもも今まで過去に経験したことの無いような大事件でもございました。

私から言わせれば、村に対しての暴挙であり、進めようとする団体、また、それを手助けする者に対し、私どもは体を張って、身の危険を感じながらも村と村民を守るため、絶対阻止ということで進めなければ、この問題は解決できなかったというふうに思っております。

しかし、まだまだ油断は禁物でございます。あの13haの土地は、今現在も開俊久氏の名義のままです。この問題で、ここまで議会と執行部、そして住民の方々がどれだけ苦痛を受けたのか。我が村から宗教の宗の字が消えるまで戦っていかねばならないと。そして、今後もこの事実は事実として次の世代に語っていきたいという気持ちを強くしているところでもあります。

このような中、平成26年度末、人口が20年ぶりに減少しております。しかも20名の減少であります。何が原因なのかと考えるとき、これら一連の諸問題も少なからずも起因するのではないかと考えられます。早く終息できればと願うものであります。

人口減少に歯止めをかけなければなりません。先ほど申しましたとおり、昨年も出生53人に死亡者が82名と29名も自然減少となっております。このことは、団塊の世代が65歳以上となり、高齢化率もかなり高くなっており、集落ごとで見ますと、先ほど議員が申されましたが、5月末で最高が83.3%で、50%が7集落、40%以上が7集落となっております。さらに75歳以上の後期高齢率も50%以上が2集落、25から50%までが12集落となっております。高齢者の方がふえて長生きされることはまことに喜ばしいことではありますが、比例して若者もふえればと願うものであります。

昭和51年、村の人口が5,000人を割った時期がありました。平成7年以来毎年増加していた人口も、ことしの4月、前年度を下回ったということで、私どもにとりまして残念な結果であります。

それから、もう一つのデータがありますので、ご紹介したいと思います。

20歳から30歳の女性の将来推計人口の統計資料がありますが、西原村において2010年は20から39歳の女性は705人でありました。それが2040年には618人に減少するというデータがあります。ただ、この減少率は、西原村は12.3%で、県下で3位と減少率は低い位置にあります。他町村では、最高が54.9%で約55%ですが、50%台も4町村ございます。

子どもを授かる年代の女性は確実に減少傾向にあります。これらを踏まえ、今後、人口増の施策をスピードを上げて進めなければならないと考えております。

先ほど申しましたように、いろんな施策の中で、やはり若者の引きとめと転入者の受入れ態勢が必要不可欠であります。

議員が先ほどいろんなことを申されましたが、これには村行政だけではなく、地元地域の協力と受け入れ態勢と受け入れ環境づくりが大事であり、問われるものではないかと思えます。

特に高齢化率の高い集落では、限界集落を避けるためにも、それらの地域では区長さんを始め集落の方々が理解をいただき、転入者がいれば土地の世話をするとか、受け入れ歓迎体制づくりが大事であると思えます。

私どもも、今、国が進めておりますまち・ひと・しごと創生の施策にあわせ、先ほど申されました地域おこし協力隊ではございませんが、そのように人口減少克服、地域創生という課題に正面から取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今後も、西原村に生まれてよかった、西原村に住んでよかった、生涯住み続けたい、さらには西原村に住んでみたいと思われるような、みんなに愛され、みんなが憧れる村づくりを目指して、元気で平和な村づくりを進めてまいります。

宮田議員におかれましては、今まで培われてきた経験と知恵を貸していただき、ご指導を願えればというふうに思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3回目、まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）村長からも、喫緊の課題というお話も、正面から取り組んでいくと。なかなかトップがそこまで言うということで、こちらも知恵を出し合いながら早急に取り組んでいかなければならないとまた思ったところです。

既存集落の存続には、定住支援というのは必ず必要なことであります。それに対しまして、地域おこしの相談員であったり、コーディネーターであったり、そういう方をぜひとも今回の事業の中にも配置していただいて、また役場内にも、課の中ではないほうが私はいいと思っておりますけれども、その拠点となる場所を置いて、移住を希望される方、また移住してこられた方と集落民との大きなかけ橋として、役割を担っていただきたい。それで集落の存続が図られ、ますます本村の未来が明るくなるように思っております。

その中で、今度は具体的に少し、私の考えですけれども、申し上げますと、やはり移住者への住宅の新築や改修などの補助、村長も先ほど少し触れられていましたけれども、これも必要と考えております。

5月に研修に長崎に行ってまいっておりますけれども、やはり本村の空き家の活用がなかなか進んでいないというところで、その仕掛けを空き家を空いていますと登録した段階でも、その協力体制があるという解釈のもと、何らかの貸していただく旨の支援もいただきたいのかなというふうに考えております。

また、空き家でも買われる方もおると思えます。また、少し整備して、売

るまではできんけども貸すことはよかたいという方がおられる場合は、その改修費用も一部補助という形でもって予算化に向けて動いていただくことを望んでおります。

私は、今西原村の議会にもその委員会を設置してでも早急に対応していかなければならないと考えておりますので、後ろの議員の皆さんもぜひともこの西原村の喫緊の課題ということでお知恵をいただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

村長におかれましては、何か答弁があればお伺いしたいと思っておりますけれども、ございますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今申されましたように、空き家でございますが、今まで紹介したことはございますけれども、仏壇が残っておったりということと、貸す側と借りる側の意見の相違があったりして、なかなかまとまっておりませんでした。

空き家バンクというようなところもつくっているところもあると思っておりますけれども、うちにも空き家が多分幾つかあると思っております。そこら辺をチェックしながら、もともとの持ち主に話をしながら、そういったことで出来るのか、出来ないのか。もともとの空き家の持ち主がやがて家に帰ってくるからこのまま残すというところもございますので、そこら辺も踏まえて今後やっていきたいというふうに思っております。

そしてまた、定住支援ということもございましたけれども、定住支援もそれぞれ今からどういった方向でいくのか。先ほど申しましたように住宅の改修あるいは新築に対する補助金等も今後考えていって、新築を建てたならば、例えば100万円とするならば、まずは30万円、そして子どもが学校へ行くときはまた30万円、そして5年たったならばあと40万円といった形で、補助金として何年かをかけてすれば、当面はそういった財源も少なくてもまずは済むだろうということで、いろんなことを考えながら今後検討していきたいというふうに思います。以上です。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

やはり執行部は、議会、また住民が同じ問題意識を持ちながら今回取り組んでいかなければ、本村はそういう危険な自治体には入っておりませんが、危険集落があるということで、私どもが住んでいる、議員も今10名ここにおりますけれども、大半の方が地元であります、出身でもありますし、やはり地元の集落、自分の住んでおる集落の危機も目の前に迫っているという思いを持って取り組みたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

危険な住宅地を村は守れるのかということで、守っていないとは言ってい

ませんので、守れるのかです。

これは、以前も、2年前だったと思いますけれども、一般質問で挙げております。

急傾斜地崩壊危険地域に指定された地区に建っている住宅を国の補助事業で整備してきておりました。しかしながら、その後、単県事業として整備しておられます。秋田地区の単県事業を最後に本村には予算はついていない状況でございます。

以前この質問をしたとき、やはり県へのお話をする中で、基礎資料とかそういう形を持っていきたいといったお話の中だったと思います。雨量計を設置して雨量を観測し、警戒しながら県へ要望すると答弁をいただいたと承知しております。

しかしながら、私ども村議会が県や県議会へ継続して陳情している今日まででありますけれども、阿蘇地域振興局土木部長との会談のときのお話でございますけれども、最近、その予算が単県予算ですけれども、小国郷についているということでございます。

県庁におきましては、県ではなかなか優先順位があって難しい状況であるということで、今、西原村の場合は整備率としては高いという状況でありますので、そういったお答えになっているところも受けとめたところでございます。

しかしながら、今現在も未整備で危険な場所は存在しております。本日は、今、雨はやんでおりますけれども、雨が降り多量の日などは心配しながら生活されておられるというところでございます。

昔、村が事業主体となって県から一部補助をもらって急傾斜をやった箇所が数カ所あると思います。県もその関係の補助金をなくしておられると思いますけれども、やはりそういったことです。村単独でどうにか対応できないかと考えておりますけれども、村の考えを村長に求めます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）危険な住宅地を村は守れるのかということで、村単独でどうにかできんかという話でございますけれども、一般的に、今、宮田議員も言われるとおり、危険地域とは急傾斜地崩壊危険地域と土石流危険箇所等に指定されている地域だと思いますけれども、確かに村内には県指定の危険地域も多く存在し、急傾斜地崩壊危険箇所が54カ所、土石流危険箇所が22カ所、地すべり危険箇所が灰床地区の1カ所に指定されており、そのほか土砂災害警戒区域等の指定もしてあります。

今まで急傾斜崩壊危険箇所につきましては、国庫補助事業により該当する高さが10m以上のところは、施工済み、あるいは一部施工済みのところがありますが、高さ10m以下の国庫補助事業に該当しない箇所が、未施工、一部未施工として残っている状況でございます。

議員もお詳しいので、ご存じのとおりでございますけれども、緊急性の高いところは、以前は先ほど申されましたように村も単県の補助事業活用した工事も実施してまいりましたが、財政上の理由からか単県の事業もなくなり、現在は当村におきましては事業は実施しておりません。

現在、このような危険箇所につきましては、県の事業採択に向け、毎年継続して要望は行っているところでありますけれども、先般の九州北部豪雨災害のときの影響もあり、なかなか事業実施まで至っておりません。議会におかれましても、本年2月に熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局に提出された6項目の要望の中で、急傾斜崩壊対策事業（補助・単県）の早急な実施について、九州北部豪雨災害の例を挙げて、住民の安全・安心の為に、防災・減災の為に早急な事業再開、実施を強く要望した旨を述べられております。そのことは私も全く同じ考えでございます。

現在は、県におきましては九州北部豪雨災害、広島県で発生した土石流災害等を受け、村内の急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所の調査を行っておられます。6月5日に実施しました平成27年度の西原村災害対策会議・水防連絡協議会で区長、消防団の皆さまには申し上げましたが、現在、県による土砂災害警戒区域の指定に向けた調査が進められております。西原村については本年度中には終了する予定で、調査が終了しますと、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を標したハザードマップが作成され、住民説明会の開催等も行われる予定となっております。

先月の熊日新聞に「土砂災害に負けない安心、実現へ」と、蒲島知事による「災害に強い地域づくり推進」と題しての記事が1面に掲載されておりました。その記事の中に、レッドゾーン・土砂災害特別警戒区域からの移転促進において、補助対象を1戸からするという事で、全国初という記事も載っております。

この事業の特徴として、まず、レッドゾーン内の住宅に、集団移転の条件をつけず、1戸でも補助の対象とすること。また、急傾斜地のみならず、土石流、地すべりのレッドゾーンも補助の対象とすることが挙げられます。事業の対象は、土砂災害特別警戒区域等内にある建築物でありまして、その全部または一部を住宅の用途に供するもので、事業の概要としては、土砂災害危険住宅を除去すること、土砂災害警戒区域外へ移転すること、熊本県内へ移転することとなっております。補助金額としては、1戸当たり最大で300万円の補助を受けられるものであります。その補助の内容は、住宅の除去費、移転経費、住宅建設、購入費と移転先のリフォーム等などが対象となっております。

西原村においても、調査が終わり次第、このような補助事業の説明会が実施されると思っておりますので、そこら辺で検討しながら進めていけたらというふ

うに思いますので、その結果を当面はちょっと待たせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）今、村長が熊本県のハザードマップということで、これは全国的なお話で、レッドゾーン、イエローゾーンに色つきをつけるというお話ですね。

これもかかりますけれども、既存集落、もともと水のある場所に集落ができて、その中で平らな場所は農地をしていたと。自分たちはちょっと農地には不適當なところに住まいを建てて居住されておったというのが今の既存集落であります。

1戸当たり300万円の補助ということで、移転費用ということの経費の一部ということで、多分10%だと思います。3,000万円程度の1割だと解釈しましたけれども、やはりそれを待ってからということでもあります。本年度中ということで、本年度中、一応待たなければ、何も進まないということであると思いますけれども、違う観点から少しお話しさせていただきますと、他の市町村、県内では熊本市だけだったと思いますけれども、これは権限移譲も含まれてこういうふうになっているのか、ちょっと定かではありませんけれども、このような住宅に住む住民の生命を第一に守ることと住宅を守ることを目的として、条例や規程、要綱が設けられ、一定の成果が上がっている自治体もあるようでございます。

本村においても、この上位法、国の法律になりますけれども、法律の範囲の中でどうしてもこぼれるところがあるといったところを各自治体がカバーしてやっていこうという試みであります。村においても、まずは県の条例、要綱、規程等を参考にして、独自にその法の中で条例を制定して対応していければ、こういう地域に住む住民、下手をすれば集落内では大きな戸数になっておるところもあります。そういったことで、この地に住む住民の生命の危機の不安を取り除くことをまず第一に考えてあげてやっていただきたいと思っておりますけれども、そこには何らかの条件、みんなやりたいということではなくて、やはり上位法では少しこぼれるかもしれませんけれども、地理的条件の設定、それと工作物をつくるにふさわしい物理的に可能な場所であるのか、それと地権者の負担額、徴収割合、それに隣接する土地の所有者による無償提供など、条件整備等は必要かと考えております。

やはり村長がいつもおっしゃっておられる住民生活の安心・安全、生命を第一と考えるならば、本村にもできると考えております。年間予算の中で限度を決めながら進んでいただければ、10年もすれば終わってしまうのではないかと私は考えておりますので、そういった方向で西原村、日置村政には、そういったことも念頭に今後の村政運営を望みます。以上です。

○議長（坂梨公介君）時間が来ておりますけれども、村長に答弁を求めますか。

村長。

○村長（日置和彦君） 宮田議員の住民を思っでの質問というふうに有り難く受けとめております。

その中で、やはり「独自の対策を県ができないなら村でできんか」と言うことをございますけれども、村として今後の対策を考えた場合、現在、急傾斜としていろいろ工事があっておりますけれども、そういった重力式の擁壁をした場合は、かなりの経費が要りはしないかということも考えます。まずは県で対応を検討していただき、今後もさらに要望活動を積極的に県のほうにもやっていきたいというふうに思っております。その後、また併せて、今、県のほうが検討しておるといことでありますので、国・県支援の急傾斜崩壊対策エリア内で私どもの村が単独事業が可能なのか、それも含めて今後検討しなければならぬだろうというように思っております。

そういうことで、危険地域として〇対策が必要な箇所もあるように聞いておりますので、将来的には対応策も考えていかなければならないという感じはしているところであります。

村としましても、案は今つくりつつあります。危険箇所崩壊対策事業として、村としての条例をつくるのかどうかということでもありますけれども、いましばらく県の状況を見ながら判断したいと思っておりますので、その判断を見て対応したいというふうに思っております。

しかしながら、先程申しましたように県には県に強く要望して参ります。以上です。

○9番議員（宮田勝則君） ありがとうございます。

○議長（坂梨公介君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君） 異議なしと認め、次の会議は19日午前10時より、議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 1時49分 散 会

第 3 号 (6 月 1 9 日)

平成27年第2回西原村議会定例会会議録

平成27年6月19日、平成27年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年6月19日（金曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成26年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 平成26年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第 3 | 報告第 3号 | 平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 4 | 議案第40号 | 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第41号 | 総合体育館等建設事業に係る土地の取得について |
| 日程第 6 | 議案第42号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程第 7 | 議案第43号 | 平成27年度西原村一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 8 | 議案第44号 | 平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 9 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第10 | 委員会審査報告 | |
| 日程第11 | 発議第1号 | |

日程第 1 2 組合議会報告

日程第 1 3 委員会報告

日程第 1 4 陳情書審議

日程第 1 5 委員会の閉会中の継続調査申出

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	槇 原 加 奈 子 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	片島信幸君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、報告第1号、平成26年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、平成26年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成26年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

平成27年6月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、平成26年度繰越明許費繰越計算書でございます。

3月定例会時の議案第26号、平成26年度西原村一般会計補正予算（第8号）でご説明をいたしましたが、総務費3件、農林水産業費2件、商工費1件、土木費3件、消防費1件の、合計10事業でございます。

翌年度繰越額は、1億3,707万7,000円で財源の内訳といたしましては、既収入特定財源、これは県の委託金でございますが、こちらが45万円、未収入特定財源、こちらは国県補助金6,580万9,000円、その他の特定財源、阿蘇ふるさと市町村圏基金2,400万円、一般財源4,681万8,000円となっております。

西原村総合戦略策定事業、地域づくり推進事業、地域農業育成事業、地域環境対策事業、地域住民生活等緊急支援（消費喚起型）事業、美しいふるさとづくり事業の6事業が地方創生先行型等の事業になります。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

西原村総合戦略策定事業につきましては、6月4日にプロポーザルを行い業者を決定いたしまして、平成27年11月末策定完了に向けて取り組んでおります。

地域づくり推進事業につきましては、6月17日現在、29集落の申請が上がっております。

熊本県県議会議員選挙事業につきましては、4月12日に執行されております。

地域農業育成事業、農業振興連絡協議会への補助事業等でございますが、こちらにつきましては、部会活動補助金、若手農業者活動補助金、販売促進費等を予定いたしております。

地域環境対策事業につきましては、設備改修、環境資材に対し2分の1の補助を行っております。また、畜舎、堆肥舎周辺への消臭剤散布、乳酸菌等による飼育環境の改善等を予定いたしております。

地域住民生活等緊急支援（消費喚起型）事業につきましては、プレミアム商品券20%上乗せで、6月10日から本日まで予約受け付け中でございます。

美しいふるさとづくり事業につきましては、道路品評会を春秋実施いたしまして、支払いのほうは12月の区長会のほうでお支払いを予定しております。

道路新設改良事業につきましては、鳥子団地5号線道路改良事業、こちらにつきましては、工期が8月10日までございまして、現在の進捗率といたしましては60%でございます。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、役場堤下線道路改良工事、万徳新所線道路改良工事、2工区とも竣工いたしております。

消火栓設置事業につきましても、役場堤下線道路改良工事に伴う消火栓設置でございますので、竣工いたしております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

6の商工費についてお尋ねいたします。

消費喚起型ですけれども、きのうの4時段階で、プレミアム商品券のほうを商工会のほうにどうなっているのかというのを聞きましたところ、1セットが1万円ということで、今801枚、801セット売れているそうです。

大体であれば、6,000枚の販売に対して801ということは、今現在で13%ちょっとだと思えますけれども受けが今日までです。今後の対策はどうされますでしょうか。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまの商品券についてでございますが、ご存じのように、商品券につきましては、広報西原で5月号、6月号と2回連続掲載させていただいております。6月号につきましては、このようなプレミアム商品券の販売ということ、この緑色のやつを折り込みで入れさせていただいております。

住民の方々には、5月号、6月号と流してはおるんですけれども、熊本県全体で、熊本市も今広報で、テレビあたりで広報されておりますけれども、なかなか売れ行きが悪いということでございます。

西原村につきましては、初めてのプレミアム付という商品券の発売ということで、商工会と幾度となく協議をいたしまして、殺到するであろうということで、まず最初に、商品券につきましては予約販売という方法をとらせていただいております。

金額につきましては、ご存じのように喚起型で、繰り越しを先ほど総務課長が申し上げられましたけれども、1,200万円をそれに補填しながら2割のプレミアムということで、逆算いたしますと6,000セットで1万円で、7,200万円分の喚起型ということで販売いたしましたわけです。

当初は、先ほども申しあげましたように、どのくらいの売れ行きなのかどうなのかということも全く未知の世界で、商工会と協議いたしまして、上限も1人当たりの上限を、最初いろいろ検討した結果、1人3セットということで、2,000名ぐらいの予定で販売計画をいたしたところでございます。

先ほど、坂本議員が申されましたセット数を逆算いたしますと267名と、3セットを1人買われたところで、ということは、2,000名にはまだちょっと程遠いということでございますけれども。

月曜日に、商工会から広報のご案内ということで放送の依頼がございまして、火曜、水曜ということで、このプレミアム販売の受け付けの広報をさせていただいておりますけれども、まだまだ住民の方々には、まだ浸透していないのが現実でございます。

当初より、販売がどのくらいの予測かつかめませんでしたけれども、もし売れ残った場合ということで、我々、商工会と一緒に協業いたしまして、最初から計画の中では、25日から開始されました予約に基づいて、7月10日までを商品券の交換として、その後、7月13日より新たな第2次の販売を試みるということで、それも予測はできなかったんですけれども、こんなに今の状態では、13日から商品券の販売をまたセットで売り出すと。これについては、限度数を5セットとしておりますけれども、このまま5セットの限度数を設けても、多分、売れ残るんじゃないかなということでございますので、これについては、また商工会さんと村とまた協議しながら、1人の限度数のセット数はまた考え直して、7月13日には臨んで第2次の募集をかけたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

1回目のほうが13%弱ということで、大変残念ではありますが、これが現実でございます。

次、販売されるときには完売できますよう、商工会と話し合いながら、また村長のご意見も聞きながら、いろいろ対策を練っていただけたらと思います。お願いします。

終わります。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番、山下です。

美しいふるさとづくりの事業についてですけれども、村道のほうは5月に刈り払いとか草切りを行いますけれども、県道のほうが今になりますと相当草が生い茂ってきております。

ですから、道路品評会の懇親会のときにも担当部署のほうにはお話をしておりますけれども、村道が5月ならば県道のほうも5月中、あるいは梅雨入る前にしたほうが、西原村としての道路の美しい西原村が築けるんじゃないかということで提案しておりますけれども、そういうところの検討はなされたのか。

あるいは、今もしそれが無理ならば通学路にかかっている県道、そういうところでも、もう少し草刈りを早くしてもらえないか、そういうところを検討してもらいたいんですけれども。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確かに、県の方はまだ草刈りのほうが実施されておりませんが、以前は、できれば、もううちの道路品評会と合わせていただけないかということでお願いには行っていたんですけれども、どうしても発注が当初予算から遅れるということで、いつも若干遅れて県の方が発注をされていたということで、また再度お願いには行きたいと思っております。

通学路については、危険になれば、また県の方に連絡して、早急にしていただくように連絡しているところです。

以上です。

○議長（坂梨公介君）山下議員。

○6番議員（山下一義君）阿蘇地域振興局の方に私たちも行きまして、その旨を伝えました。阿蘇振興局の方からは、それならば期日を早めてもいいというような承諾は一応、相談はしております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁はいいですか。

○6番議員（山下一義君）はい。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番、西口です。

地域環境対策事業の80万円ですけれども、これ臭気対策。毎年、村長のマ

ニフェストの中でもこの臭気対策には力を入れるようなことを書いてあったと思いますけれども、今からの時期には相当、また臭い等も発生いたします。高遊地区といいますか、我々、新所も一緒なんですけれども布田、豚舎より西側も関係なく、全体的に臭いは今から広がります。

そういう中で、予算は80万円と毎年大体決まっておりますけれども、地域から、住民から、まだまだ今からいろんな要望等があると思いますけれども、村長にお伺いしますけれども、これの臭気対策に対して、今までの金額で行くのか、要望が多かった場合、予算を増やして行くのか、そこら辺ちよっとお聞きしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確かに、補助率のほうは2分の1に上げましたけれども、金額のほうは、確かに前年並みの80万円でございます。

委員会の中でも説明をいたしました、一応、2期に分けて、一番臭うであろう時期に個人負担が増しますので、9月ごろ1回精算をしていただいて、補助金申請をして頂くならということでご説明しまして、中西議員の方からも、ちよっと4、5月苦情があったというようなことで、担当の方とも相談しましたら、5月から散布のほうを始められたというふう聞いております。

それで、9月申請をして頂いて、もう既に機械等も購入されているみたいですので、もしこの段階で予算等が不足するようであれば、補正でまたお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）少し安心をいたしました。

予算等が組めれば、なるべくそのように頑張ってもらいたいと思います。やはり、行政のほうで、ここは対応して頂かないと、我々はちよっとお話を聞くだけで、なかなか、それ以上に行政へお願いするだけであって、予算面に関しても行政でないといけませんので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑なしと認めます。

これで報告第1号、平成26年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第2、報告第2号、平成26年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を企画課長に求めます。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○企画商工課長（高本孝嗣君）おはようございます。報告第2号について説明いたします。

報告第2号、平成26年度西原村一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について。

平成26年度西原村一般会計事故繰越し繰越し計算書については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、次のとおり繰越し計算書を調製し、報告する。

平成27年6月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次ページをお願いいたします。

平成26年度一般会計事故繰越し繰越し計算書でございます。

款6商工費、項1商工費、事業名、鳥子工業団地調整池整備事業、同じく鳥子工業団地4号線道路付替事業の2件でございます。翌年度繰越し額は、合計で2,482万8,600円でございます。財源につきましては、全額一般財源となっております。

事故繰越しとなりましたことにつきましては、当初、株式会社堀場エステックの敷地の拡張に伴い調整池の新設を計画し、その関係法令等の手続は完了していましたが、新たに株式会社共和も駐車場等の規模拡大として敷地拡張の計画が浮上し、当然ながら、計画しておりました調整池をもって規模拡大に 대응すべき対応で行ってまいりました。

株式会社共和の敷地拡張につきましても、農用地の転用による拡張となりますので、その関係法令等に基づき手続を行う中で、農用地区域除外の申請を可能とするために、当初計画しておりました調整池を株式会社共和の購入予定農地に隣接することとしました。

結果として、株式会社共和の農用地区域除外の申請が可能となり、その関係上、この2つの企業に対応した調整池を再度整備計画することとし、排水計画の再検証及び設計積算の見直し等を行い、その前提となる株式会社共和の農用地区域除外の許可、その後の開発申請の受理等に日時を要し、開発許可が年度末の3月27日となり、年度内の用地取得が困難となったものでございます。

以上、報告いたしまして、よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

ちょっと今朝、議長の方にご報告をしてお許しを得ましたので、くどくど長くはならないと思いますが、何点か質問したいと思います。

まず、事故繰越しということの経緯ということは、今、企画課長のほうがこの前の16日の全協のときに述べられましたので、大体のいきさつは理解しております。極端に言うならば、県の担当者の意見の相違でこういうふうにならなくなったというのが、開発の申請に時間がかかったというのが大体の私が

認識している結論だというふうに、私は私なりに思っております。

それで、ちょっと総務課長にお尋ねしますが、過去のどこまで遡るのか分かりませんが、西原村で今まで事故繰越しという事例というのがあったかないか、その点についてちょっとご報告をお願いします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）今までに事故繰越しがあったかどうかというようなご質問でございますけれども、昭和38年に地方自治法の一部改正がございまして、その時に繰越し明許費の他にも、この事故繰越しの制度が新たに設けられております。その後、西原村のほうで決算書とかいろいろ確認をいたしました。今回事故繰越しを報告させていただく以前に、事故繰越しはされていません。

ただ、役場の新庁舎建設時に、継続費の繰越し額として決算書に上がった経緯はございます。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございます。

私も初めて事故繰越しという言葉を知りました。私も全然知りませんでした。ただ、自治法上には制度として、これはちゃんと載っております。議員必携にも230ページに事故繰越しとは何ぞやということも書いてあります。

ちょっと村長にご意見を求めたいと思います。

この繰越し明許費、いわゆる明許繰越しと、この事故繰越しの大きな違いというのが、繰越し明許費については議会の議決を得なければならないということと、この事故繰越しについては、ここに書いてありますのは村長の権限内と、村長の裁量で繰越しすることができるということの大きな違いがあります。

そこで、昨日から若干、これはあくまでもインターネットなんです。熊本県内の事故繰越しの事例というものを、検索をずっとしてはいたしましたが、なかなかヒットしません。というのが、私が調べた中では2014年の南関町、それから2015年の天草町、この2件しかヒットしませんでした。

南関町に至っては、恐らく全員協議会あたりで事故繰越しの中身の説明があったというふうに理解しておりますので、本議会の議事録の中には、いきなり質疑から入って、質疑も討論もなしで決着しております。天草の場合には、林道整備と防災事業、それから体育館の照明、この3点が事故繰越しになっておりましたが、この2点につきまして、いわゆる労働者がいないと、体育館以外は、体育館は、1回照明をかえたが、冠水してまたそれが濡れてしまったので、また取替えなくてはならないと。いわゆる事故繰越しの定義としまして、もうご存じと思いますが、いわゆるやむを得ない事情ということになっております。

ですから、これが今までもなかったし、急遽、今回出てきたということで、

こういうのを乱発してもらおうと、本当に議会軽視にもなりかねないということですので、そののちをちょっと村長の見解をお願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）私も、恥ずかしい話ですが、事故繰越しというこの文言が、私、今まで過去に例のないということで、私も存じ上げておりませんでした。

ということで、事故繰越しは会計年度で、年度の独立の原則の制度が本当でありますけれども、今議員が申されましたように、どうしても避け難い事故のあったときということで、今回このようなこととなったわけでございます。

過去の事例ということで私も調べてみましたところ、幾つか、これは全国の話でございますけれどもありました。一、二紹介をしたいと思います。

これは庁舎を現在地に建替えをするものという事業内容で、改正建築基準法の適用を受けることとなったため、建築確認審査に不測の日時を要し、年度内完成が困難となったため事故繰越しをしたと。これは平成18年から平成19年のを、平成19年から平成20年に事故繰越しをしたという事例でございます。

それから、中学校新校舎を中学校敷地内に建築する事業ということでありますけれども、これも建築資材の急激な高騰により、予算を大幅に超過することが判明したと。そのため、構造設計あるいは大幅な見直しを行ったから、着工までに日数を要したということで事故繰越しが上がっております。これも平成19年から平成20年の繰越しを、平成20年から平成21年に繰越したという事例が上がっております。

その他にも、これは中学校校舎。中学校校舎におきましても、建築確認の許可が予定より約1カ月半遅れたことから、年度内の事業完成が困難となったために事故繰越しがあったと。

その他にも、A4で裏表いろんなことが事例として載っておりますけれども、そういったことであったということでありますけれども、昭和38年にこの条例が改正なされて、こういう形になったということであります。今までなかったと。逡次繰越はあったということでありますけれども、こういうことはあってはならないということで、担当の方にもそういったところで注意を、今しておるところでございます。

今後、こういったことがないように、予算は予算の年度内であるのが当然でありますので、そういった形で進めていくなればというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございました。

今までは事故繰越しというのがなかったというのは、これは私の考えなんですけれども、どうしてもできなかつた場合には、年度末に不用額で落とし、再度組替えていたんじゃないかなろうかなというふうに思います。

そこで、ちょっと企画課長のほうにお尋ねしますが、鳥子工業団地の予算に関して、平成25年度に4回補正をなされております。都合4回補正をなされておりますが、余りにも毎定例議会の6月、9月、11月と、それから平成26年3月、いわゆる定例議会毎に繰越しの予算が上がっておりまして、どの事業がどういうふうに終わっているのかということ、ちょっと整理して説明をしていただけますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまの4回ということで、補正が平成25年6月から始まっておりまして、その時には委託料ということでございまして、所有権移転、そうすると分筆作業という、そういった作業が委託料でございます。

9月にまた補正をさせていただいておりますけれども、これについては、調整池の設計の段階で委託料を組ませていただいております。11月には、先ほど出ておりました関係で、委託料等及び公有財産の組込みということになされております。

この補正関係の執行状況ということでございますけれども、委託につきましては、分筆作業関係がございます所有権移転につきましては、現在、株式会社堀場エステックがあるわけですが、あちらの北側に対します道路関係、そうすると堀場さんの農地取得に関する登記関係ですか、その辺のやつが6月に補正を組んでおります。

9月におきましては、先ほど申し上げましたように、それに伴う調整池ということで、これについては、ただいま行っております設計がもう終わっておる段階で、これも終わっております。

11月につきましては、それに伴う所有権移転、財産取得になりますけれども、これについては今回の事故繰越しの予算の計上ということで、平成25年11月に予算を組まれた分が、今回の事故繰越しの予算というふうに計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）あんまりだらだらやりたくないの、この辺で終わりたいと思いますが、じゃ、最後に鳥子工業団地に関しては、私は高本課長を決していじめているわけではありません。どうしても、自然と私がいからお尋ねしているだけで、そういうふうに理解していただきたいと思っております。

そこで、今4回の繰越しの中で、これはもう当然なされていると思うんで

すけれども、平成26年2月の定例議会の中で、総務課長の報告から財産の売払い、村有財産の売払いですよね。村道鳥子団地5号線の道路付替に伴う村有地の売払いの収入ということで上がっております。

これも、ここに当時の平成25年6月、報告第1号で未収入の特定財源の中のその他の特定財源で1,321万6,000円ということで上がっておりますが、これは当然のごとく、もう年度が過ぎておりますので、当然、支払われている事案だろうと思いますが、これは確認です。いつごろ契約があつて、いつごろ払われたのかお答えください。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）収入のほうでございますか。

○3番議員（村上貞廣君）収入です。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時36分）

（午前10時38分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑なしと認めます。

これで報告第2号、平成26年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

日程第3、報告第3号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）おはようございます。

それでは、報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

平成27年6月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次ページをお願いします。

平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

款1水道事業費、項1営業費用、事業名水道管布設工事です。翌年度繰越額は300万円でございます。財源内訳は、その他の特定財源といたしまして、地下式の消火栓分といたしまして、報告第1号にありました消防費からの20

万円、それから一般財源が280万円でございます。

この繰越明許費につきましては、村道役場堤下線道路改良工事に合わせて水道管布設工事を施工するため、道路改良工事のほうが繰り越しになったため、当該工事においても繰越しとさせていただきます。工事は既に竣工しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑なしと認めます。

これで報告第3号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第4、議案第40号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）おはようございます。

議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例（昭和35年西原村条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年6月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしましては、国民健康保険の財政運営上支障を来すため税率等を改正する必要がある。これが議案を提出する理由であります。

内容のご説明をいたします。16日、全員協議会の中で配付させていただきました西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要（資料1）で説明させていただきます。

この条例改正の趣旨は、16日の全員協議会で説明しましたとおり、国民健康保険の財政運営に支障があり、今後の健全運営に税率等改正する必要があったため、国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、医療給付費分の所得割の税率8.20%を8.70%に、均等割額の2万6,300円を2万9,200円に、平等割額の2万3,700円を2万4,300円に改め、後期高齢者支援金分の所得割の税率2.30%を2.20%に、均等割額の7,200円を8,000円に、平等割の6,500円を6,900円に改め、介護給付金分の所得割の税率1.80%を2.10%に、均等割額の1万2,600円を1万4,500円に改めました。

また、特定世帯、特定継続世帯も見直しを行いました。この特定世帯、特定継続世帯の概要は、資料1の下の参考に記載しております。

次に、23条において所得の低い人を対象として減額した税額についても、一定の見直しをしました。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

条例の一部改正ということで、保険料の値上げということで、過去なかなか、介護保険料というのは3年に1回見直しがあるということで、3年ごとに上がっていった経過もあるんですけども、今回、国保が危機的状況ということで、やむを得ぬ選択だったと思います。

そういったことで、昨日の一般質問の中で、中西議員からの質問の中で、村長も栄養士等の雇用をして、健康、食の管理のほうに移行していくといったお話がありました。うまく行ってほしいと思っておりますけれども。

条例の改正に関連してでございますけれども、ようございますか、議長。

40歳以上特定健診があるわけで、その中で検診が終わった後の通知で、どこかでひっかからない限り、なかなか次の審査内容の中で文字だけ読んで終わるというような健康診断だと思います。

そこで、昨日の村長の答弁の中でありましたけれども、病院で受けられるように一部なっていると、受診率を上げる効果は十分に上がると思います。

そういったことで、村内に2軒の医者がおられるわけですけども、私だけかもしれないけれども、保健師さんや栄養士さんの指導が、なかなか耳に入らない人もおられるわけで、再検査に行くと、お医者さんのほうからじきじきにおどされるように、あなたは死にますよとか、このまま行ったら危ないですよといったペナルティ的な発言をもらって、気持ちが少し暗くなるように怒られるわけですよ。

やはり、ドクターという称号、お医者さん、先生という立場の方から言われると、非常に自分もそういうふうに言われれば、やり直さなきゃいかんのかなという感覚に入るわけですけども、役場内、保健師さんと栄養士さんという方で博士号じゃない、ドクターとは言いませんですよ。保健師さんも大体、ドクターの下で指示もらいながら指導するわけですけども。実際に個人が聞いた場合に、なかなか受け容れがたい、また存在なんですよ。保健師さんが言うぐらいなら、まあ適当かというふうには思わんばってんですね、そういったこともあるもんで。

ここが阿蘇圏域ですので、阿蘇郡市の圏域の医師会、当然、村医の2名は加盟されておるとも思いますけれども、そういった方々から、なるべく委託で

若干お金がかかるかもしれませんが、そういった方の言葉を聞くことによって、逆に健康にもっと向かわなにかいかんという意識が高まるんじゃないかと私は思っていますけれども、そういったことが今後、村としてできるのか、よその自治体では若干始めるところもあると聞いておりますけれども、できるのかできないのか。方向性的に、そういった方向に向かえればと思っておりますけれども、これは見解は住民課長かな、まずは。住民課長。

○議長（坂梨公介君）税じゃなくて抑止力の問題ですか。

○9番議員（宮田勝則君）そうです。

○議長（坂梨公介君）住民課長、抑止力。

○住民課長（西山春作君）本年度から村内の2つの医療機関で、今までは集団検診のみということで、少しでもその期間に仕事等いろいろな用事でできないという方がいて、なかなか受診ができないという方のために、本年度から新しくするというにしております。

本年度の状況を見ながらするという、今、話では阿蘇郡の医師会も交えてというような話だったと思っておりますけれども、本年度の状況を見ながら検討するということになるというふうに思っております。

この分が、大分貢献ができれば、受診率等に貢献ができればというふうには思っております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）受診率の関係の向上の話では、ダブったような答弁だったと思っておりますけれども、そこで、レッドゾーンまではいきませんけれども、この間の話のイエローゾーンの方は、一度再検査が入るわけですね。そういった方々がリストに上がってくるわけですが、その方の指導ですね。

再検査は病院に行きさされるわけですが、指導、最終的には保健師さんがされるというふうなところだと思うんですが、お医者さん側から言わせていただいたほうがいいんじゃないかという方向性を、村として村医の方と協働してやって行けるのか、村長に答弁を求めます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）いつか言ったかなと思っておりますけれども、透析に近い患者がおられたと。病院の先生が、このままじゃあんだ、もう透析してそのうち死ぬばいというようなお話をされたら、ぱたりとその病院に来なくなられたです。

その病院の先生が言われるのは、管理栄養士、この人を村で雇っていただいて、そのことを今の状況を奥様に言ってもらえんのかと。そして奥様の料理で透析を、そこで下げることはなかなか厳しいけれども、そのまま透析患者にならないような手段はとれるというようなお話を聞きました。

これは言うていいかどうかわかりませんが、グラフが透析の方々はずっと行くと、最後にはずっと上がるですもんね、グラフが。ここですもんねというて、私は教えてもらったんですよ。ここで止めんと必ずなりますよということで、そのことを言われたことによって、今年から管理栄養士を入れて、そういったデータをいただいて、どこの家庭に訪問し、奥様に言って食事はどうしたらいいとか、このままでは多分本人が痛い目に遭いますよということを指導していくなればというふうで思っております。

お医者さんがあんまり言うとお医者さんに来られんですもんねというのがちょっと印象的でしたけれども、そういった話を聞きましたので、そういう形で、今年から管理栄養士を入れたところでありませう。

以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）村長が私より上手ば行っとったるごたるですね。やはり家庭でいうと奥さんのほうが強いと、管理できるといったところからの発案だと思います。そう言われてみればそうかなと。

私は、家内から言われても動かない方でございますので、ぴんとはきませんでしたが、往々にして多いのかなと思ひました。それで、そういった方向性という医者の助言も入っておるということでわかりました。

今回、保険料、税徴収の中に入りますけれども、当然、値上げをした時に反動に来るのが、そぎゃん上げてどうのこうのというお話が、今度は課税をする税務課には来るわけですが、その辺、住民課も今度は値上げということで、特定健診がまた始まるわけですが、そういった中で、この関連の方には説明していただいて、徴収率のほう、ちょっと不安になっておりますけれども、新たな取り組みというか、今回値上げをしましたけれども介護も上がっておりますですね。そういったことで、徴収班としての意気込み等聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）徴収率ということで、議員がおっしゃるとおり、税を引き上げた翌年は、どうしても徴収率が落ちるということは、もううちだけではなく他町も言えるところでありませう。

前年、今年という形でちょっと資料を持って来ておりますけれども、徴収の概念としましては、今までは滞納を極力減らしてということを持って来ておりましたけれども、各市町村、ちょっとシフトを変えて、新たな滞納者をまず作らないということにみんなシフトを変えて、うちのほうも極力、新たな滞納者自体を増やさずに、人を増やさない、滞納者の人を増やさないということ念頭に、この平成26年度頑張ってきたして、ただ、その中で徴収率が、現年分が平成25年度につきましては、93.7%が95.58%に伸びております。それと、滞納分につきましても下がるかなというふうで心配してございませう。

したけれども、平成25年度が24.7%が25.68%ということで、トータル的にしますと平成25年度が78.9%が80.7%と微増をしております。

本来は100%になるのが理想ではありますが、なかなか難しゅうございまして、頑張ったなど。また、さらに新しい新規の滞納者を作らないような形で、ますます努力するというふうな形で、今頑張っているところであります。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございせんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。反対討論をいたします。

これまで、透析患者が増えるとかのことを始めといたしまして、医療費が増えていくというこの傾向については、私も十分承知して心な痛めております。

そういった中で、値上げというようなこととございまして、やはり国民健康保険というのは、やはり若いときには会社勤めだとか、中小業者経営者ということで働いて来て、そして、しかしそういった人も年を取ったら国保会計に入っていくということとありまして、そういったトータルで生涯のサイクルを考えると、一般会計からの繰り入れということで、今回、一部取り入れられましたことは評価されますけれども、これが、やはり今、まち、ひと、しごとということで人口増を図って行かなくてはならないというときに、西原村3方式ということで報告にもありましたように、24の自治体の中で14位が7位ということで、これはマラソンでいいますと前から3分の1と、先頭グループに入ってくるというようなことで、これはちょっとまずいのではないかと。

やはり、西原村は一般会計からの繰り入れを大いにやって値上げにならないように、値上げをすることによって、かえって徴収率が低下するということではないのではないかとこのように思ひまして、反対いたします。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）賛成討論をいたします。

これは先般の国保の運営協議会の中で村長から諮問をされて、その日のうちに答申という形で、皆さん方の委員さん方に意見を、全員の方に意見を聞いて答申を出したところとあります。

確かに、もう両極端といひますか、結論は2つしか運営委員会の中でも出ませんでした。

いて、一般の方にもお手伝いをさせていただいておるという感覚で、最低限の、100点ではありませんけれども、これに100点という数字は必ず出てこないと思います。

そういったことで、賛成討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんですね。

（「討論なし」の声）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時07分）

（午前11時18分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）先ほど村上議員のお尋ねになりましたのは、平成25年度分の鳥子工業団地の用地に関することをございまして、歳入予算を1,321万6,000円ということで予算を組ませていただいております。これにつきましては、当然ながら歳入が無いということで、一応、新たに平成26年度で組ませていただいておりますけれども。

執行に当たりまして今も調べまして、堀場エステックさんのほうから九州総合製本を購入されておりました部分と、もともと自社が持っておられました部分の間の部分を今回、西原村の村道5号線と、鳥子工業団地5号線の一部ということで分筆作業まで一応終わっております、いざ売却をしようとしたら、九州総合製本が鳥子工業団地の本線であります西側になるんですけれども、そちらの法面のほうが186㎡ほど有るわけですけれども、この分も分筆したところで、うちのほうに売却していただけんかという追加要望がございました。

この手続に、前年度の平成26年度になりますけれども、つい3月までに分筆作業がかかっておまして、それを合わせたところの売却ということで、平成26年度においての、この合わせたところの売却を成すことがちょっと不可能だったということで、歳入については一応また見送りということで、合わせて平成27年度のほうで歳入を行う計画を今いたすところであります。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）そういう言葉が返ってくるとは思いませんでしたが、そうするなら、いうなら平成26年度で歳入欠損という形になるわけですよね。

だから、ここで事故繰越しで、歳出は事故繰越しで上げておるならば、歳入は何で無いのかと。1,321万6,000円の事故繰越しで歳入として上げればいいじゃないですか。普通考えればそう思いますがね、どう思いますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）歳入にいたしましては、私としてはちょっと認識不足でもありますけれども、欠損というか、一応、予算的に落としていただくならというふうに思いまして、今回の事故繰越しとは、またちょっと意味合いが違うんじゃないかなというように思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）その発覚が3月の末と言われたですね、追加買収の話が。じゃ、その時点で、あと2カ月ぐらい出納閉鎖まであったわけでしょう。それだったら、何でそこで落とさんですか。歳入の1,321万6,000円は見込めないということであったなら、落としてありますか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）落としてございません。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、村長のほうにちょっと答弁を求めますが、そうする場合に、歳出だけが事故繰越しで平成27年度の繰越しというならば、さっき言いましたように繰越明許費、それから事故繰越しの違いというのはさっき述べたとおりですけれども、落としてもない、繰越してもない、じゃ、単純に言うならば行政の怠慢、そうしかとれませんが、村長どういうふうにお考えですか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）全くそのとおりだと思います。

私も、それはもちろん合っているかなと。詳細まで私のほうが、そこまでは把握できないところもございますけれども、これはいかながなものかなと今思っているところでございます。

歳入すべき点が前年度で歳入が無かったと。無かったら歳入を落とすところ、本当ではなかろうかなというふうに思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、企画商工課長にお願いですけれども、じゃ、その点について早急な事務処理、どういうふうにするのか。落として、もう

落とすということはできないですよ。そのまま、これも支出のほうの事故として上げるのか、それか新たにもう予算はうやむやにして、そのまま落として平成27年度の予算として組み入れるのか、どういうふうにお考えですか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時23分）

（午前11時24分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただ今の村上議員がおっしゃいましたように、当然ながらも未済額でございますので決算上では上がってくるかなというふうに思います。

その平成27年度におきましては、新たにまたこの件による処理をさせていただくなると。それから先程申し上げましたように、鳥子工業団地の1号線の186.5㎡の180万円程になりますけれども、この分も合わせたところで平成27年度の会計で処理させていただくなればと思っております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、もうこれはここで言われたことですので、ちゃんとした記録に載りますので、平成27年度ということで再度組み替えるということですね。それで私は承知しましたので、その通りか、通りでないかという、もう一度はつきり答弁ください。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）先ほども申し上げましたように、分筆作業という形で、新たな土地とひっつけたところで売却と言うことで、当然ながらこの売却につきましても村有の財産でございますので、決裁が要りますので、この辺も含めたところで平成27年度でないと決裁もまだ、伺いだけでありまして、まだ決裁を頂いておりませんので、平成27年度の分として歳入をさせていただこうかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）職員の怠慢といえば怠慢でございますけれども、村上議員の指摘は指摘どおりでございます。

前年度の収入未済額として上げさせていただいて、新年度でその未済額を収入に入れるという形で処理するならばというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（坂梨公介君）日程第5、議案第41号、総合体育館等建設事業に係る土地の取得についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○企画商工課長(高本孝嗣君) 議案第41号について説明いたします。

議案第41号、総合体育館等建設事業に係る土地の取得について。

総合体育館等建設事業に係る土地の取得について、次のように仮契約を締結しましたので、村議会の議決を求める。

平成27年6月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

下の表を見ていただきたいと思います。

全筆で17筆ございます。面積的に4万5,119㎡の土地物件でございます。

土地の取得金額につきましては、2億9,778万5,400円です。

提案理由といたしまして、既定予算に基づく総合体育館等建設事業に係る土地の取得について、相手方と売買仮契約を締結しましたので、西原村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議案を提出するものである。

次ページをお願いいたします。

土地取得をする場所の参考図でございます。

場所は構造改善センター西側に位置し、県道沿いから南側の用地となります。赤線枠が今回の仮契約土地となり、計画用の用地全体となります。なお地下単価におきましては、鑑定評価を参考にさせていただいております。

議員各位におかれましては、ご審議の上よろしくをお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、上野議員。

○5番議員(上野正博君) 5番、上野です。

担当職員の用地交渉に関しまして大変ご苦勞があったと思いますが、若干用地交渉が難航したために、5.2町が若干縮小されております。

当初予定では、駐車台数は600台と記憶しておりますが、もし災害時において、この駐車スペースで大丈夫なのか。そしてまた将来災害時において、ちょっと狭い時には拡張する予定があるのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

現在の面積で、大体何台ぐらいの台数が確保できますか。

○議長(坂梨公介君) 企画課長。

○企画商工課長(高本孝嗣君) 計画といたしましては、図面を見ていただきますと分かるかと思いますが、どちらかといいますと西側の一部が大幅に5反程減っているわけでございます。減っているというか南のほうにちょっとずれた形になりまして、先ほど言われました面積につきましては、5.2haは土地改良、真ん中の道路も含んだところの面積も入っております。

今回、用地といたしましたのは、土地改良部分は省いております。4万

5,000㎡ほどで4.5町程ということでございます。

駐車場の問題につきましては、今後また建設の設計に当たるわけですが、位置を検討しながら、予定でありました500台当たりの駐車場については、支障のないように行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君）当初予定と余り相違はないということでございますので、その辺で出来上がってから、また状況に応じて、これではちょっと駐車スペースが足りないという時には、また検討して頂きたいと思えます。

用地交渉に関しまして、大変ご苦労さんでございました。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第41号、総合体育館等建設事業に係る土地の取得について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第42号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、消防ポンプ自動車購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、3,412万8,000円。税抜額3,160万円でございます。

4、契約の相手方、所在地、熊本市中央区神水2丁目6番7号、会社名、野々村ポンプ株式会社、代表者、代表取締役湯本淳二。

次ページに物品購入、仮契約書を添付いたしております。

ポンプ車購入に当たりましては、西原村の地域に合った仕様ということで、四輪駆動、それから900L程度の水槽を付けた仕様となっております。

また、納入期限につきましては当初年内を予定いたしておりましたが、熊本市のほうでデジタル無線の入替が2月末までとなっております、購入するポンプ車の無線取付のため、納入期限は2月10日となっております。

ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、物品購入契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第43号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度西原村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億720万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,433万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容の説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目5農林水産業費負担金141万7,000

円の増額補正でございます。日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業地元負担金でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7農林水産業費国庫補助金8,053万6,000円の増額補正でございます。畜産競争力強化対策整備事業補助金等でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金370万7,000円の増額補正でございます。農業農村整備推進交付金、経営体育成支援事業補助金等でございます。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入54万6,000円の増額補正でございます。忠霊塔前駐車場南側敷地売払収入でございます。

款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金2,000万円の増額補正でございます。今回補正予算（第2号）の財源不足を補うため財政調整基金2,000万円を取り崩させていただくものでございます。

8ページをお願いいたします。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入100万円の増額補正でございます。平成27年度コミュニティ助成事業助成金で、歳出に出て来ます消防施設費に助成されたものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

今回の歳出補正では、4月1日付人事異動に伴い各款項のほうで給与、職員手当、共済費の増減の補正を行っております。

それ以外の補正の説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目2財産管理費258万2,000円の増額補正でございます。既存建築物調査業務委託料及び忠霊塔前駐車場南側造成工事費を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

目13、青少年の森管理費170万円の増額補正でございます。どんぐりトイレ外装改修工事等でございます。

目14、総合体育館等建設事業費782万2,000円の増額補正でございます。土地購入費1,737万7,000円の減額補正と、立木等補償費2,519万9,000円の増額補正を行っております。

12ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費242万円の増額補正でございます。経営体育成支援事業補助金等の増額補正でございます。

目6畜産業費7,429万9,000円の増額補正でございます。畜産競争力強化対策整備事業補助金でございます。

目10ほ場整備費1,247万3,000円の増額補正でございます。日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業工事請負費でございます。

13ページをお願いいたします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 消防施設費111万円の増額補正でございます。コミュニティ助成事業を活用いたしまして、山林・原野火災時のための動力噴霧器 1 台とジェットシューター25基の購入費を計上いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7 番、林田議員。

○7 番議員（林田直行君）7 番、林田です。

12ページの農林水産業費の10番のほ場整備費についてちょっとお尋ねします。

今度、日向・葉山・医王寺のほ場整備が着工に当たるわけでございますが、事前では3ブロックを行うという地元説明でございますが、今回の補正の説明では2ブロックというか、2つのブロックの工事費ということでありまして、あと1ブロックが今度、工事に着工されないということでございますが、その経緯に至ったところと、それから今後この対策を、地権者は工事が出来るものということで作付はしておりませんので、今後の対策を説明をいただくなと思っております。産業課長お願いします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）林田議員には換地委員もしていただきまして大変お世話になっております。

換地委員会の中で木山川の右岸側の1工区、それから左岸側に3工区につきます事業を実施しますということで作付をしないでくださいと、お願いをいたしておりましたところでございます。こちらとしても3工区分の事業費を要望していたところでございますが、農政局より全国的に40億円の不足があるということで新規事業の部分については0査定のところもあるということで、大分こちらからも自然にそういう具合にして作付をしないようお願いしておりますというところで強く要望はしておりましたけれども、5月初旬に事業費ベースとして84%の交付決定が来たということで、今後につきましては、追加要望を継続して行っていくところにしております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）7 番、林田議員。

○7 番議員（林田直行君）追加と言いますが、なかなか予算執行が厳しい中で、農家としてはそういう望みもありますので、出来ますならば今度の補正当たりでも工事は年度内で終わるような話も、年度内といいますか、次の作付までには終わるというような話も聞いておりますので、出来ますならば3ブロックとも同じ時期的に、そういうところで終わってもらいたいなどは思っておりますが、村長、それについてどう思われますか。

○議長（坂梨公介君） 村長。

○村長（日置和彦君） 実際、国の方から農水省の方からお金が来んだったということでございますので、1億6,000万円の予算、こちら申し込んだ分は来りました。予定はですね。ところが一時期は2億円以上かかるというような話もございましたけれども、最終的には、土改連の方がちょっと計数が違っていたということで、1億8,000万円で大体出来るだろうということになれば、3工区全部すれば約2,000万円程足りないということでもありますので、その55%が国のお金で来ますので、約1,000万円余りが国から来ますので、残りは県が15、村が17.5、地権者が12.5という形で工事が成されます。ということで今、向こうから来る予定の金は2工区半の分しか予算が来ておりません。

残りもう少し2,000万円頂ければ、あの堀切の下の工事が約3,800万円程かかりますので、約半分しか予算がないということで、半分しておくのか、その部分はどうか国の方にもちょっとお願いをしながら補正予算でも対応できれば、3工区出来るんじゃないかなろうかなというふうに思っております。

果たしてその補正予算が通るか通らんかは、今後どうなるかは分かりませんが、そういったことになるように努力はしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君） 林田議員。

○7番議員（林田直行君） ありがとうございます。

できるだけ地権者の皆さんの期待に応えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（坂梨公介君） ほかにはございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君） 観光の面で、13ページに商工費ということで観光費ですけれども、このトイレの問題ではありませんけれども、かねがね外国人が非常にやって来る熊本県ということで、台湾とか航空路も出来まして、就航はこれからですけれども、外国人が来られる時に、とかく日本ではWi-Fiの手続きがいちいちせないかんということで、大変面倒だという声が訪問外国人へのアンケートでは常にそういう声が出されているようでございます。

そうしたときに、阿蘇に行く途中でWi-Fiが西原村のどこかで公共Wi-Fiということで、利用出来るということが打ち出せたら、わざわざ西原村を通過して買い物をしたりしまして、通過して行かれるのではなかろうかというふうなことで、ふるさと創生ということでも外国人対策というようなことも打ち出してあったようでございます。そういうことで今回には盛り込んでありませんけれども、やはり公共Wi-Fiを思い切って申請すると

か、こういったことを検討されてはいかがと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）Wi-Fiについては、携帯のタブレットをお持ちの方はご存じだろうと思いますが、公共用のWi-Fiということになりますと、フリーで入られるWi-Fiということで、ただ今田島議員がおっしゃいましたように、外国人向けではなく、それぞれの一般の住民の方々、一般の観光客の方々もWi-Fiが利用できるように西原村では、ただ今萌の里さんあたりに設置するならばということで、県と今協議中でございます。

正直な話、今協議しております、総合戦略あたりでその辺の予算の中でできないかということも協議をして、県のほうからそういった打診もっております。

これがいつ設置されるか分かりませんが、ただ今協議中であるということだけを皆さん方にお知らせをいたしておきます。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）西口です。

歳出の9ページ、財産管理費委託料138万3,000円、これは温泉施設の既存の調査費用だと思いますけれども、今から予算が通って調査に入られるわけでございますけれども、いつ頃始まって、大体いつ頃その報告が出来るのか、大体予定されるのはいつ頃なのか、分かれば教えていただきたいなと思います。総務課長お願いします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）これはご存じのとおり泉力の湯さんの既存建築物の建物診断調査ということでございます。調査に当たりましては7月、調査のほうに入りたいと思います。

○議長（坂梨公介君）それでいいですか。（「報告は大体7月始まってどれぐらいなんですか、調査はどれぐらい日が」の声）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）調査自体は1カ月程度では終わるということでございますので、その後にご報告させていただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

13ページの観光費の馬頭山トイレ修繕費ですけれども、これが16万円かかっております。馬頭山のトイレも結構な老朽化とその隣のほうの建物も老朽化をしておりますけれども、この隣接するところに今後新しく駐車場が出来ますが、このトイレもしくは新しくトイレを造るのか、そういうことをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただ今のこの馬頭山トイレの改修というか修繕の工事費ですけれども、ご存じのようにこの馬頭山のどんぐり館及びトイレにつきましても、かねてより、やがて30年ということを取り壊しのお話もなされているということでございます。

ただ、今質問がありましたように新しい駐車場に附帯してトイレが出来るかということは、今のところは駐車場内には、萌の里さんの方にもご意見を伺いながら検討しているんですけれども、あそこには一応トイレはもう設置しないという方向で今考えております。

ただ馬頭山の駐車場については既存のトイレがございまして、そのときにまた考えさせていただくならというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかには。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）今ので、ちょっと関連でお尋ねしますが、今のトイレは控えるような感じの言い方でしたが、萌の里、あっちの方に指定管理者でやっておられますが、あの施設を生かすというか、西原のあれで、今までのトイレが大分役目を果たしておったと思います。

そういうことで、萌の里を道の駅といいますか、24時間トイレを使われるようなあれで、サービスというか、そういうような道の駅構想あたりは考えられておるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）道の駅構想ということで、我々が最初に考えますには、道の駅にはいろいろな要素がございまして、昔は国道沿いというふうな話を伺ってございましたけれども、昨今は南阿蘇村でも道の駅が出来たということでございます。

ただ、道の駅には、私が知る上では3つの要件がございまして。

まず道の駅としての機能を果たすために24時間開けること、トイレも24時間開けておくということでございます。もう一つは看板を設置して、見て分かるようにすることということで私は伺っておりますけれども、先般、萌の里の総会がございまして、そのお話を伺っております。ここにいらっしゃいます坂本議員も一緒に同席させていただいたわけですけれども、その中で道の駅の話もありました。

ただ、道の駅をこの南阿蘇村だったり、大津町あたりを見てみますと、近くにやっぱり民家なり、何なりの常時24時間、誰かが監視というか見られるような状況のところは大体、道の駅というのが設置されております。

西原村の場合は、あの道の駅の馬頭山の前が、果たして24時間開場出来て

いいものかどうなのかということも議論の中の一つとして、萌の里の役員さんたちとは一度お話ししておりますけれども、その辺の踏ん切りについては、萌の里さんをお願いしているところでございます。

もし、そちらのほうで開業したいとか、道の駅を設置したいということであれば西原村のほうに言っていただきたいと、必ずしもこちらから求めるものじゃなくて、それを運営されます萌の里さんの方でしっかり検討していただきたいということを申し添えてお話をしております。

村として、それを24時間体制いたしますと、やっぱり人件費、安全面その辺の維持をいろんな面で、萌の里さんに負担をかける兼ね合いがあるかと心配しておりますので、道の駅の指定関係のお話については萌の里さんの方に委ねているというのが現実でございます。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

9ページの既存建物の調査費用ですけれども、こちらが泉力の湯ということで、未だにお客さんの方が入って行かれております。1つは、入り口の方に看板がございますけれども、あそこは大体であれば景観条例にかかって来ておる看板でもございますので、出来ればあれは早急に撤去していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）泉力湯さんの看板の撤去につきましては、今総務課の方で検討させていただいております、職員の方で出来るのであれば、早急に対応したいと思いますけれども、出来ない場合はビニールシート等で仮的にお客さんが上の方に上がって来られないような対応はさせていただきますと思います。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（内田安弘君）その件につきましては、私の方からもご発言させていただきたいと思っております。

看板につきましては、まだ加藤商店さんの持ち物ということで、一応総務課の職員等々でご了解を得て、一応こちらの方で撤去なり、また新たに利用することについてご了解を得ています。

あと、おっしゃいましたように道路の占用許可とか、それから広告物関係での課題がありますけれども、出来ましたら袴野の方にあるサインと同じように、公共的なサインということで、例えば見晴台への案内等々で再利用出来ないかということで、ただ行政だけではない話ではなくて、見晴台の住民の方達の協力も得ながらということで来週、区長さんあたりにお話に行って早急に迷惑がかからないような形に出来ればなというふうに思っています。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

このページでいうと、12ページで行きたいと思います。

ほ場整備費ということで今年度、日向・葉山が本格着工ということで始まるわけです。議会が終わってから、そろそろ入札があるのかなというふうに理解しておりますけれども。

最近、「ゆうすい」の発行を見られた業者さんが庁舎内に相当の苦情といいますか、クレームをつけに来たと。議会側には議長の方に数度となく来られたということで、文章も読んでおります。写真も見ておりますけれども、業者さんがされた現場が写真に入っていたということで非常にクレームが付いたというふうに聞いておりますけれども、広報委員長もここにおられますけれども、私は聞いていないと。私も広報委員でありますけれども本人からは何も聞いておりませんけれども、基本的には本末転倒であると思っております。

何か自分に非があるときに、そういうふうにする傾向なのかなとも思いながらも、行政の方じゃ所管外の所で言われているというところで却下していただきたいと思っておりますけれども、その関連で工期について、今年から大型事業がほ場整備始め、継続事業で道路改良、西原村でいう相当大型事業の方になります。

このほ場整備についても作付をしていないということで、来年を楽しみにされて本年工事にかかるわけです。工期について今のままでいいのかというところで、入札段階でもあらかじめ契約上工期の明示はしてありますけれども、徹底について産業課長の方がどのように考えておるのか、質疑申し上げます。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）今回、ほ場整備それから社会資本整備交付金の工事がまだ残っておりますので、特に今回、ほ場整備につきましても金額が大きくもございます。今実施設計の方を急いでやっておりますし、去年はちょっと用地交渉の関係もありまして、今も用地交渉を進めておるところでございますが、なるべく、去年がちょっと10月末ぐらいの入札だったかと思っておりますので、今回は早目に出すように心がけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかには。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）早目に出すということで、早目に出すのは当然だと思います。そこから先です。早目に出しました。また工期を繰越しますという話でもいかなので言っとるんで、契約工期を謳って入札するわけです。業者さんの方に告知なり、今までは契約書の中には、摘要の方に書いてありますけれども、その厳守的なことなかなか謳っていませんけれども、指導的な

ことは出来ると思うんですが、産業課長、入札には関連しない。入札関連のほうで、こっち右の席の方で、総務課長かな。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）工期等につきましては、その前に入札時は、一括した大きな禁止等も毎回入札時に、業者さんの方にはお伝えしている処でございますけれども、今後は工期関係も守っていただくような方向で、入札時に業者さんの方にはお話をしていきたいと思っています。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）入札段階でそういうことをやっていただけると、今総務課長よりお話し頂きました。

そこで工期の件は、それで大分良い方向に改善されて行くというふうに思われますけれども、今年から村の方からも上級官庁からのお達しであるかと思えますけれども、品確法が適用になると聞いております。

品確法といいますと、行政が今まで行っておった実質的な権限はトップにあると思えますけれども、歩切りが出来ないということと、逆にいうと品質を確保するために積算上の金額をそのまま実行しなければいけないという法律です。ダンピングとかが多かった影響が多いのかと思えますけれども、工期に関しても縛りは言っていたということ、今度は入札の際に、現在の発注でいいのかと、価格を公表しておりますけれども、そのまま行くのか、今後とは品確法を含めて入札制度のあり方を考えないかのかなという思いがありますけれども、村長の考えをご答弁願います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）入札から施工まで、入札は総務課の方でやります。あとは工事の方はそれぞれの担当課がやって、それぞれで施行管理をして行かないということでございます。

今、議員が申されましたように、数年前からその品確法ということで歩引きを止めてくれというような話があってございました。ということで近隣町村にも聞いてみますと、もうどこもやっていないということで、私どもの村も歩引きの廃止に踏み切ったところでございます。

それと併せてじゃございませんけれども、予定価格の公表、事前公表じゃなくして事後公表といったことで進めていくならばというふうに思っております。

ただこれは今回初めて、よその市町村は事前公表がほとんどでございますので、うちが事後公表をするということでございますので、1年間、入札等に支障がないかを見極めながら、様子をさしより見ていきたいというふうに思っております。そしてそれで何もなければ、そのまま事後公表で進めていきたいというふうに思っております。

それから、工期の件でございますけれども、もともと当初から年度末に発

注する工事は繰越し事業ということで、期間からこれは認めざるを得ないということでございますけれども、やはり10月、11月頃に発注する工事において適正工期を作ったならば、その工期内に終わるのは当然であると、よっぽどの特別な理由がない限りは、工期延長はしないような方向性で今後持つて行きたいというふうに思っております。

ただし特別な事情もございます。その時にはやむを得ない場合もありますけれども、その特別な事情が本当に特別な事情なのか、そこら辺も見極めながら行かなくちゃならないということで、軽微な理由は認めないという事で進めてまいります。

その他にも、余り厳しくするばかりじゃいきませんけれども、やはり今までの工事を見ておきますと、例えば3カ月の工期があったと実際は2カ月で終わると、ずっと頭からすれば、中の1カ月は何なのかと。最初と最後はちょうど合うような形で今工事をなされております。途中で1カ月間抜けられるところがたまたま見受けられますので、そういったところ工事現場離れを禁止すると。もし離れるのであれば、離れるなりの理由を提出していただいて、しかもその現場には途中で掘ったままの所もあるかもしれない。コーンも並べてありますけれども、大変危険な状態であるということで、現場代理人はそこで常駐するといったことをやっていけたらというふうに思います。やはり、そこに誰も居なかったと、事故が起きたということにならないように、やって行きたいというふうに思っております。

今考えているのは以上のようなことで、このことを守っていただければペナルティを科すといったことで、入札時そういったことを周知して今後入札をやるならばというふうに思っております。

地元業者の方々の育成もしなくちゃなりませんけれども、やはり我々は発注する側として、そこら辺は強く業者さんにも指導していきたいというふうに思っております。

また今後、いろんなことがあるかと思っておりますけれども、宮田議員は特にそういう点は詳しくございますので、そういうのはまたご指導いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。何か業者さんに厳しいようなお話も少し出ましたけれども、若干ほかの役所が発注すると、そういう対応をされておるとというのが事実です。役場が発注すると少しそういう部類があったのかなというふうに私も見ていました。

ただ入札制度においては、事後公表というお話を1年、今年からやってみるというお話です。今度は最低の制限価格が、今のところ土木80、建築85と公表しておりましたけれども、これが品確法の中でどうなるのかという考え

方もありますので、今年度施行しながら、よその市町村、県、国を見てみますと、委託事業においては底なしというのが結構あります。工事については材料を使う、機械を使うということである方の制限がっております。その数字は大体、執行部側でわかられておるとは思いますけれども、88だったり89だったり9割だったりということでランダムな数字です。

そういった方向で、やはり品確法の中でそういう数字が出てきていると思いますので、そういう対応も今後検討していただければと思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第2号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時13分）

（午後 1時08分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、議案第44号、平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号、平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）、西原村、次ページをお願いします。

平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成27年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

科目・既決予算額・補正予定額・計の順で読み上げます。

収入の補正はありません。

支出、第1款水道事業費用1,953万8,000円、0、1,953万8,000円。

第1項営業費用1,461万3,000円、300万円、1,761万3,000円。

第4項予備費447万4,000円、300万円減額、147万4,000円。

平成27年6月16日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

次ページをお願いします。

(収益的収入及び支出)

支出。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節3修繕費300万円でございます。工業用水道2号井戸調査委託費であります。

項4予備費、目1予備費、節1予備費300万円の減額でございます。

今回調査予定の工業用水道、小牧水源2号井戸は昭和58年に小牧土地改良区より工業用水道に移管されました。深さが65mの井戸で、昭和58年以前に掘られた井戸であり、40年以上が経過しており、揚水を行っているとは水位低下となることがある状態となり、現在は工業用水2号井戸が渇水の恐れがあるため、本年5月13日より運転を一時休止し、1号井戸のみで工業用水の供給を行っている状態でございます。

2号井戸の状態がどのようになっているのか、井戸の中に入っている水中ポンプ、水位計などを引き揚げまして、ロボット探査機を井戸の中に投入し、井戸の中の状態を調査、ポンプの状態の確認等を行い、今後の判断、検討を行うための調査委託費でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第44号、平成27年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

日程第9、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきまして、総務課長より朗読いたします。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 朗読)

○総務課長(泉田元宏君) 諮問第1号についてご説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成27年6月16日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、戸田親男。

生年月日、昭和24年2月26日。

住所、熊本県阿蘇郡西原村大字河原3587番地。

提案理由。

人権擁護委員、湊上順子氏が平成27年9月30日に任期満了となるため、新たに戸田親男氏を選任いたしたく意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付いたしております。

ご審議方よろしく願います。

○議長(坂梨公介君) ただいま総務課長の朗読が終わりましたが、執行部に何かお尋ねはありませんか。

(「なし」の声)

○議長(坂梨公介君) お尋ねがないようですから、お諮りします。

本件は、戸田親男氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、戸田親男氏を適任とすることに決定します。

日程第10、総務福祉常任委員会審査報告を議題とします。

委員会審査報告書は議席に配付のとおりです。

総務福祉常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君。

(総務福祉常任委員会委員長 宮田勝則君 登壇 報告)

○総務福祉常任委員会委員長(宮田勝則君) 9番議員、総務福祉常任委員会委員長をしている宮田です。審査の報告をいたします。朗読により説明いたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、陳情書受理番号1番。

陳情者、阿蘇郡西原村大字小森478、下小森区長、坂田忠政ほか区長21名。

件名、公民館建設時の補助率の引き上げについて。

審査の結果、平成27年3月13日第1回定例会において総務福祉常任委員会に付託された本付託事件については、委員会において慎重に審査した結果、継続審査と決定いたしました。

審査の経緯を少しお話しいたします。

3月議会に提出されましたこの陳情書は、委員会としても4月13日に委員会を開催し、既存の補助事業を使つての公民館建設をした場合の地元負担は、事業費の1割から2割程度になっております。補助金が現在はないのか、陳情書の賛同を他の集落にもお願いしていただきたいということで、再度検討することになりました。

2回目が本年6月6日、再度、常任委員会を開いております。補助金については探しましたが、最高でも5割までという補助があるということでございます。その中では、用地費、造成費は対象外となっております。近隣町村の補助金と本村の補助を比較しますと、他町村で高くても5割の補助、しかしながらこれには上限額が設定してあります。500万円というところだと思っております。

条例を陳情どおり単純に5割に引き上げるには、まだ問題があります、ということで、今後、下小森の区長さんに公民館の建設委員の設立のお話を、直接、区長さんとお話ししながら協議を進めていきたいと思っております。そういったことで、本常任委員会としましては継続審査としたところです。

以上です。

○議長（坂梨公介君）これから委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これから、陳情書受理番号1番、公民館建設時の補助率の引き上げについてを採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は継続審査です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号1番、公民館建設時の補助率の引き上げについては委員会審査報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第11、発議第1号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元の配付とおりに派遣すること
にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣につい
ては、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第12、組合議会報告・日程第13、委員会報告を行います。

組合議員・委員会から報告がございましたらお願いします。

(「なし」の声)

○議長(坂梨公介君) ないようでしたら、これで組合議会・委員会報告を終わ
ります。

日程第14、陳情書審議についてを議題といたします。

お諮りします。

陳情書受理番号3番から4番、また請願書受理番号1番については、会議
規則第95条及び第92条の第2項の規定により、委員会付託を省略して本会議
で審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、よって、委員会付託は省略して本会議
で審議することに決定しました。

受理番号3番。

受理年月日、平成27年3月17日。

陳情者名、河原小学校正門設置の為の実行委員会、池田陽介、山野和敏。

陳情の要旨、河原小学校正門建設に関する要望書。

要望書の朗読を事務局より行います。

(事務局長 中村義光君 登壇 朗読)

○事務局長(中村義光君) 要望書を朗読いたします。

平成27年3月17日。

西原村議会議長、坂梨公介様。

河原小学校正門建設に関する要望書。

日頃より、河原小学校、河原校区の教育関係に対して手厚く取り組んでい
ただきありがとうございます。

太陽光発電を備えたきれいな校舎、大きな体育館、広々とした運動場、外
灯の整った通学路、どれも自慢出来るものばかりです。また、明治7年の開
校から141年目を迎えようとしています。これも河原校区に対しての村の愛
情があってからこそその歴史だと思い、改めて御礼申し上げます。

さて、近年、マスコミ等で報じられている様に、児童が巻き込まれる事件
が多く発生しています。中でも、大阪府の池田小学校で発生した児童殺傷事
件は強く心に刻まれています。近年西原村も道路が整備され、地元住民や村

外の方も利用され大変便利になったと思います。反面児童を取り巻く環境の安心・安全は更に必要性が求められると考えています。

河原小学校は平成6年に現体育館を建てて頂いた時に、正門（開閉設備を備えた門）がなくなっています。今の児童達のほとんどが、体育館と民家の間から登校しており、児童たちが登校後、職員室、事務室から死角となっております。関係者以外の立ち入りを制限するという意味で学校的意思表示ができていません。本校の児童や保護者先生方も必要と考えています。卒業生の方々にとっても河原校区のシンボリックなものになると考えられます。先に述べた事件も決して対岸の火事ではないと思います。これを考えると、河原小学校にも正門（開閉設備を備えた門）が必要です。

平成27年2月28日保護者会総会でPTA会員全員の承認を得ましたので、正門の建設を要望します。何卒よろしくお願い致します。

河原小学校正門設置の為の実行委員会、池田陽介、山野和敏。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま事務局より朗読が終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の方に何か質疑はございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

これは、河原小学校の正門の陳情書ということで執行部側にも同様の要望書が出るとお思いますけれども、方針的に議会が採択されるということはまだ今の段階では分かっていませんけれども、村長が考えられる方向性ですけれども、議場でご答弁願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）はい。もう以前からこれは、ここに陳情者の山野和敏君の方からいろいろ要望があっておりました、昨年から。ということで、当初は上の方にある石門の門柱がありますので、あれを由緒ある歴史のある石門だから、あれを利用できないかということで話をしておりましたけれども、やはりあれも持ってくるのに、下に何かえらいコンクリートがいろいろあって、持ってくるにはちょっと厳しいんじゃないかなという話でございました。それでは、子ども達も我が母校の門がないということは、我々もそのことが、やはり門は造らないかなということでおりましたので、今回、この陳情書を採択していただければ正門を造るという方向で進まざるを得ないということでもあります。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番、西口です。

この話はもう2年ぐらい前から村長もご存じだと思いますし、教育長とも何度となくお話をさせていただいた中で、今回、PTAの方でまとめてくれというふうな話も私の方もしております、これが上がって来たんじゃないかと思っております。

何分、今いろんな事件等が多くなっておりますし、早急に対応していただきたいというお話は教育長も一番ご存じじゃないかなと思っておりますので、早急にこの問題は議員の方でも皆さん反対する人はいないと思っておりますけれども、子どもを危険なことから守るためにも早く対応して頂きたいと思っております。我々も一生懸命、議会の方で応援したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）要望ですね。

村長。

○村長（日置和彦君）実は私も現場を見て、どういった方向で、角度がありますので、あそこはちょっと斜めになっているもので、下も斜めになつとるといことで、どういった角度でした方がいいかということの検討はもうやっているところでありまして、いずれにしろ、門がないという学校は余りありませんので、門は造りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんですね。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決します。

陳情書受理番号3番、河原小学校正門建設に関する要望書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、陳情書受理番号3番は採択することに決定しました。

10番、田島議員、立たないわけですね。

立ちますか。

それでは、修正します。

全員起立であります。

よって、陳情書受理番号3番は採択することに決定しました。

続いて、陳情書受理番号4番についてを議題とします。

陳情書受理番号4番。

受理年月日、平成27年5月19日。

陳情者名、コムスタカー外国人と共に生きる会、団体代表、中島眞一郎。

陳情の要旨、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の採択を求める陳情書。

陳情書の朗読を事務局より行います。

(事務局長 中村義光君 登壇 朗読)

○事務局長(中村義光君) 陳情書を朗読いたします。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の採択を求める陳情書。

平成27年5月18日。

西原村議会議長様。

陳情者、団体名、コムスタカー外国人と共に生きる会、団体代表者、中島眞一郎。

団体代表者住所、熊本市中央区帯山1丁目37の2の407。

件名、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の採択を求める陳情書。

陳情の趣旨、近年一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が、社会的関心を集めています。ヘイトスピーチは社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為としてそれを規制する法整備がされている国もあります。ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

既に、平成27年4月末までに、全国の100を超える地方議会(うち熊本県内では平成27年3月5日熊本市議会、3月13日熊本県議会、3月16日合志市議会)が別紙意見書案と同趣旨の意見書を採択しています。

以上の趣旨に基づき、西原村議会においても、下記「国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求める」意見書(案)と同趣旨の意見書の採択を陳情します。

以上でございます。

○議長(坂梨公介君) ただいま事務局より朗読が終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の方に何か質疑はございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) これは本年度じゃなくて昨年度ですか、マスコミで大分騒がれて、大阪の方で相当やられたような経緯もあります。

2020年東京オリンピックがありますけれども、その前の年、熊本県でもワールドカップのラグビーが誘致なされるように決定したと思っておりますけれども、西原村として今回、議会にこうやって提出されております。本議会で審議するわけですが、執行部側の考え方をちょっとお聞きしたいと

思います。村長が村の代表でありますけれども、副村長も熊本県を經由して西原村まで副村長という立場で来られております。トップ2名の考え方、教育長もトップ3ということでそれぞれの考えを述べていただければと思いますが、よろございますか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）採択された後の話でありますけれども、もちろんこういった差別があってはならないということでございます。

昨日でしたか、アメリカで白人が黒人の方を10名ぐらい射殺されたと、事件がありましたけれども、あれも全く同じであって、黒人、白人、全ての人種は一緒ということでございます。これもまさしくそのとおりではなかろうかなというふうに思っておりますので、陳情書採択はそういったことで我々も賛成ということであります。

以上です。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（内田安弘君）このヘイトスピーチ、村では部落差別を始めとするあらゆる差別に対する対応をやられております。このヘイトスピーチに対しても言われなき差別だというふうに私も考えておりますので、陳情書を採択された場合は、村長が申しましたように同趣旨の形で対応を考えたいというふうに考えております。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）教育委員会といたしましても人権に関しての基本計画を作って、これは村として作っているわけでありまして、もともと日本の文化としてはやはり宗教的な差別とか人種差別とかそういったものは少ないという文化じゃなかろうかというふうに思います。昨日もありました、性関係のやつです。あれにつきましても、そうよその国と比べると無関心ではないんですが、余り差別的な部分はないのかなという気持ちを持っております。その計画の中にもあらゆる差別と、もちろん部落差別を初めとするあらゆる差別でありますので、あらゆる差別の中には沢山ございます。ですから、その中にも当然こういったものも入ってくる。要するに人間尊重ということでありますので、そういった方向で我々が啓発して行くという部分であります。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番、山下です。

今、西原村にも研修生として約12名の中国人、それからフィリピン人が今、農家あるいは他の企業さんに進んで、西原村に在籍しております。そういう中にありまして、やはりこの問題は特に私達も、道とかお店で会うわけですけども、特にこういう問題はやっぱり慎重にこういうようなことを啓発し

て行かなくてはならないと思います。

コムスタカーというのは、フィリピン語でありまして、これは「お元気ですか」という意味なんです。そういう関係で、特にやっぱり彼女達は知らない土地に研修に来て、知らない人達と分からない環境で非常に苦勞しておりますから、そういうところも私としてはやっぱりこういうところは進めて行かなくてはならないと考えています。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんですね。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決します。

陳情書受理番号4番、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の採択を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号4番は採択することに決定しました。

続いて、請願書受理番号1番についてを議題とします。

請願書受理番号1番。

受理年月日、平成27年6月4日。

提出者名、源秀光。

請願の要旨、協力雇用主・入札参加資格審査において優遇制度導入を求める請願書。

紹介議員の氏名、宮田勝則君。

内容の説明を紹介議員、宮田勝則君にお願いします。

（9番議員 宮田勝則君 登壇 説明）

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

紹介議員ということで、請願書の説明を申し上げます。

皆様に配られておるとおもいます。

受理番号1番。

受理年月日、平成27年6月4日。

提出者、西原村大字鳥子617の9、源秀光。

請願の要旨でございますけれども、協力雇用主・入札参加資格審査において優遇制度導入を求める請願書ということになります。

請願の文書を朗読させていただきます。

請願書。

西原村議会議長、坂梨公介様。

提出者、西原村大字鳥子617の9。

氏名、源秀光。

紹介議員、西原村大字河原1072の1、宮田勝則。

協力雇用主・入札参加資格審査において優遇制度導入を求める請願書について。

請願書の趣旨、理由。

議員各位には益々ご壮健で日頃から住民福祉、安心・安全な地域づくりのため、各分野においての議員活動に対し住民一同心から感謝しているところであります。

さて、平成23年8月1日に菊池市の協力により菊池市泗水総合支所内に菊池地区保護司会の拠点となる「菊池地区保護司会・サポートセンター」が県内の第1号として開設、運営され九州管内の各保護司会から視察研修を受けるに至っております。更に、更生保護の取り組みとして、平成25年に保護観察対象者の雇用を促進する会「協力雇用主の会、くりの実会菊池支部」が38社の協力を得て設立されました。また、政府においては、昨年12月に再犯防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定されました。この宣言では、2020年までに達成すべき2つの数値目標として、第1に「犯罪や非行をした人を雇用する企業の数に現在の3倍の1,500社にすること」第2に「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る人の数を3割以上減らすこと」としています。

既に「仕事に就くことでの再犯防止」は実証済みです。熊本県を始め県内各地の自治体で、協力雇用主の方々に入札制度の優遇措置が実施されています。ぜひ、西原村入札参加資格審査において協力雇用主の方々に対する入札優遇制度を導入していただきますよう紹介議員を添えてお願いいたします。

記。

1、西原村入札参加資格審査において保護観察対象者の協力雇用主の登録を行っている業者に対する優遇制度導入を求めます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出しますということです。

裏の方に、請願理由の主な内容をそのまま書いてありますけれども、参考資料として付いております資料です。

くりの実会菊池支部は、各保護観察対象者を地域の産業で雇用していただけるよう、事業主各位のご賛同を得た協力雇用主の会であります。平成25年に保護観察対象者の雇用を促進する会として38社の協力を得て設立することができましたということで、菊池支部の管内ということで38社でございます。

なお、下の方にありますけれども、各熊本県を含める荒尾市、八代市、宇

城市、宇土市の関係、公共入札の参加資格の配点等の優遇措置を書いております。以上です。

この件につきましては、総務福祉常任委員会の中で6月14日、請願者の保護司会の源様、それと実際にこの雇用主となり得る西原村内の事業者さんの中から、快くこういう趣旨にのっとってやりたいと言った業者さんが2社参加されて、総務福祉常任委員会を開いております。その中でも、業者さん側としてはリスクもあるということで、しかしながらこういう趣旨には則っていかねばならないということで、組合の方にもその旨、総会の方で提出されておられるようなお話も聞いております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま紹介議員より内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

紹介議員及び執行部に何か質疑はございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）紹介議員の宮田議員にお尋ねします。

一応、優遇制度の導入ということで求められておりますが、入札の優遇制度といたしますか、それは先ほどの参考資料にもありますが、配点といたしますか、入札時のそういう優遇措置と考えていいのかなということと。

西原村はこれを見ますと、シルバー人材さんが1件、今、名簿に登録されておられるというような状況でございますが、今後こうなった場合、先ほど2社の方がおられるということで、今後そういう形で優遇制度で、もし入札が取れるならというちょっと語弊かもしれませんが、そうやって社会復帰の出来る方を入れて頑張っているというような感じが、ちょっと思いますが、その人を入れてから入札制度にするのか、その会員になっておればそれで取られるというような感じになるのか、その2点です。点数制度で当たんなるか実際おってやるのかやらないのかというような感じですが、よろしく願います。

○9番議員（宮田勝則君）その議論も総務委員会の方でも若干出ております。

業者さんも雇用するに当たって当然面接をしますと。雇う側、雇われる側、両者のお話合いがあって合意に達した場合に採用になるといったことです。そうでなければ採用出来ないという形になりますけれども、それ以前にそういう事業者さんであるといった形をとった段階で、熊本県の場合で客観点が点数出ていますけれども、その後主観点という形で点数があります。その主観点の中に自ずと5点を追加するといった県は対応をされております。村の方が執行部はどう考えるか分かりませんが、業者さんとの話の中では、熊本県等のやり方を見て総合評価の方でやって、主観点の側で考えて考慮願いたいといったお話も承っております。執行部側にも少しお話しするに当たっては、その格付け評価、業者数が減っておりますけれども、格付け評

価の方に主観点の方で考慮していただければというふうに、委員会の方ではそういうふうな話を承ったところです。そこまででよろしいですか。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）ということで、委員会の方ではそういう結論という結果が出たということですが、執行部の方としてはどういう意向でしょうか。村長よろしくお願いします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）多分、雇う側も大変なことだろうと思います。そういったことで、刑を受けて来られた方を受け入れるということで、その後の事故等も全然考えられんわけではございませんので、そこら辺を雇い入れるということであれば我々も主観点ということで、経営自己審査の中で点数が出ますので、そこら辺でそれなりの点数は付けていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。何点にするかは今後検討していきたいと思っておりますけれども、そこら辺で進めるならばということです。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決します。

請願書受理番号1番、協力雇用主・入札参加資格審査において優遇制度導入を求める請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、請願書受理番号1番は採択することに決定しました。

日程第15、委員会の閉会中の継続調査申出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由などについては記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成27年第2回西原村議

会定例会を閉会します。

午後 1時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

5 番議員 上 野 正 博

6 番議員 山 下 一 義